

平成22年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成22年9月8日（水曜日）

議事日程第1号

平成22年9月8日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第76号 専決処分事項の報告について
(平成22年度八峰町一般会計補正予算(第4号))
- 第5 議案第77号 専決処分事項の報告について
(平成22年度八峰町一般会計補正予算(第5号))
- 第6 議案第78号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第80号 平成22年度八峰町一般会計補正予算(第6号)
- 第8 議案第81号 平成22年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第9 議案第82号 平成22年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第83号 平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第84号 平成22年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第85号 平成22年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)
- 第13 発議第10号 決算特別委員会の設置について
- 第14 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第15 議案第86号 平成21年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第87号 平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第88号 平成21年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第89号 平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第90号 平成21年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 第20 議案第91号 平成21年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第92号 平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第93号 平成21年度八峰町営公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第94号 平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第95号 平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第96号 平成21年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
-

出席議員（14人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
7番 皆川鉄也	8番 福司憲友	9番 山本優人
10番 佐藤克實	11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦
13番 芦崎達美	14番 須藤正人	

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	教育長	千葉良一
総務課長	田村正	会計課長	岡田辰雄
企画財政課長	米森昭一	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	伊勢均	税務課長	小林孝一
学校教育課長	辻正英	生涯学習課長	齊藤英市郎
産業振興課長	須藤徳雄	農業振興課長	松森尚文
建設課長	武田武	幼児保育課長	加賀谷敏一
農業委員会事務局長	小林慶範	学校給食センター所長	木村学
町営診療所事務長	藤井登志子		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 嶋津宣美 書記 船山厚子

午前10時00分 開 会

○議長（須藤正人君） おはようございます。

これより平成22年9月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番芦崎達美君、1番松岡清悦君、2番見上政子さんの3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤克實君） 皆さんおはようございます。議会運営委員長の佐藤でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では去る9月2日、議長同席のもとに全委員出席し議会運営委員会を開き、8月30日付で議長から諮問のあった平成22年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から17日までの10日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおりと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本日から17日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は本日から17日までの10日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成22年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについてその大要をご報告申し上げます。

最初に、消防関係についてご報告いたします。

平成22年度八峰町消防操法大会は、7月4日役場駐車場を会場に、小型ポンプ操法に16チーム、ポンプ車操法に2チームが参加して熱戦が展開されました。この大会で入賞した小型ポンプ操法の部の第6分団、第10分団浜田班、同本館班及び第13分団の4チームとポンプ車操法の部の第12分団及び第1分団の2チームは、8月1日に行われた能代市山本郡消防競技大会に出場し、小型ポンプ操法の部で第10分団が5位に入賞しました。

また、全分団から推薦された団員で構成して臨んだ規律訓練の部では、指揮者で個人賞を受賞した第12分団三浦副分団長の活躍もあり、第2位の好成績を収めました。

暑い最中、連日訓練に汗を流された消防団の皆様、ご指導いただきました八峰消防署の皆様の御苦勞に、この場を借りて感謝申し上げます。大会を通じて培われた技術とチームワークは、今後の災害等に生かされるものと期待しております。

次に、秋田県海難救助訓練についてご報告いたします。

この訓練は、海難事故の発生に際して迅速で安全的確な救助活動を行うためにその技術の向上などを目的に秋田県水難救済会が毎年開催しているもので、去る7月10日に岩館漁港で全県下9つの救難所及び海上保安部など4機関が参加し、救命索発射器操法やゴムボート操法、救難ヘリによる人命救助訓練などが行われました。

岩館地区で開催されるのは初めてとのことで、めずらしさも手伝ってか、あいにくの小雨模様の中にもかかわらず多数の地元住民が会場に足を運び、実戦さながらの訓練に見入っていました。

次に、去る7月23日、あきた白神体験センターで開催された山本地域振興局と山本郡3町連絡協議会との行政連絡会議についてご報告いたします。

この会議は、山本地域と山本郡3町が抱える諸課題について秋田県と3町が互いに情報と知恵を出し合い、その方向性を探ろうとするもので、合併後毎年開催されており

ます。

今回は、秋田県への要望事項を中心に全体で行ってきたこれまでの協議を各町ごとに行うこととし、当町では「観光の推進」、「ジオパーク構想」、「特産品の開発と販路拡大」、「心と体の健康づくり」の4項目について山本地域振興局と意見交換いたしました。

また、席上で小入川地区の砂の堆積、同地区のバイパスの南側橋架付近への待避所の設置などを要望し、理解を求めたところであります。

この連絡協議会の事務局については来年も当町が当番になっており、さらに充実した会議になるよう所管課に指示したところであります。

次に、我が町は9月1日現在で交通死亡事故ゼロが1212日続いておりますが、秋田県で行っている飲酒運転等住居別実態調査の順位によれば、6月定例会の行政報告の中でワースト2と報告したところですが、その後また飲酒運転が発生したため、7月末日現在では残念ながら県内最下位となっております。

また、これとは別に高齢者が被害者になる交通事故も多発していることから、去る1日、交通安全全国キャラバン隊の来町を契機にさらに関係機関と連携を深め、飲酒運転の追放・撲滅と高齢者の事故防止に取り組んでまいります。

次に、八峰町過疎地域自立促進計画について申し上げます。

過疎法については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」以来、これまで4次にわたり立法化され、過疎地域の振興・発展に大きな役割を果たしてきました。本町においても産業の振興をはじめ交通・生活環境の整備、福祉・保健・医療の向上、教育の振興など多岐にわたって財政上の特別措置である過疎債を有効に活用してきたところです。

平成12年から10年間の期限とする過疎法は本年3月31日をもって失効することから、一部改正する法律が4月1日から施行され6年間延長されると共に、本町は引き続き過疎地域の指定を受けることになりました。

改正過疎法では過疎計画の策定義務が廃止となり、策定できる任意規定に改正されたところですが、引き続き過疎債を活用し地域の振興を図るため、「八峰町過疎地域自立促進計画」を定めることとしました。今定例会に過疎計画（案）をお諮りしておりますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、自治体財政健全化法に基づき、議会への報告並びに住民への公表を行うことになっている健全化判断基準比率の状況について申し上げます。

このたび秋田県の検収並びに町監査委員の審査を終了したことから、今定例会に監査委員の意見書を付して報告したところです。

平成21年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標とも3年連続して健全域の範囲内となっております。内容的には、一般会計及び各特別会計の全てが黒字決算となったことから、赤字比率は発生しません。

また、実質公債費比率並びに将来負担比率については前年度よりさらに改善されましたが、なお一層、財政の健全化に努めてまいります。

なお、公表については9月末に速報値が、11月末には確定値が総務省から公表されますが、町においても広報・ホームページなどで公表いたします。

次に、NHK夏期巡回ラジオ体操会について申し上げます。

NHK夏期巡回ラジオ体操会が、8月12日峰浜野球場を会場に約1,800人が参加し盛大に開催され、全国に生放送、海外にも放送されました。当町で開催されるのはもちろん初めてであり、こんなに多くの皆さんが早朝にもかかわらず町内外から参加していただき、感謝申し上げます。当日は、台風4号の接近もあり天気が心配でしたが、リハーサルの始まる6時には朝陽もこぼれる天気にも恵まれ、「多胡肇」さんの体操指導、「幅しげみ」さんのピアノ生伴奏に合わせ、元気いっぱい体操をすることができました。

「ラジオ体操会」は、八峰町が「健康はっぼう21計画」に基づいて推進している「心と体の健康づくり」の一環として開催したもので、昨年からは小学生が夏休みに行っているラジオ体操に地域の方々も参加してその輪が広がってきており、今回の開催を契機にさらに町民の健康づくりに努めていきたいと考えております。

この体操会を企画していただいた、かんぼ生命、NHK、ラジオ体操連盟に感謝すると共に、参加呼びかけしていただきました小中学校はじめ各団体と準備や運営にご協力いただきました関係者の皆様にお礼申し上げます。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。

八峰町戦没者追悼式が8月18日、八森地区文化ホールにおいて執り行われました。式典には遺族をはじめ来賓の方々など約80名が出席され、先の大戦で犠牲となられた戦没者の英霊に哀悼の意を表すると共に、戦後65年を過ぎ、戦後生まれの世代が人口の4分の3を超えるなど戦争体験者が少なくなる中、悲惨な戦争の教訓を風化させることなく次の世代に語り伝え、二度と戦争を繰り返してはならないとの決意を新たにしたところです。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

海開きを前にした7月10日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。当日は小雨が落ちるあいにくの天候でしたが、たくさんの町民の方々から参加していただき、心から感謝申し上げます。

集められたごみは、プラスチック類・ロープ類などの可燃ごみが約2,140キログラム、ビン・缶類、鉄くずなどの不燃ごみが約520キログラムとなっており、昨年と比べると不燃ごみが多くなっております。ごみの多くは漂着したのですが、中にはタイヤや冷蔵庫など不法に投棄されたものもありますので、今後ともマナー向上の啓蒙にも努めてまいります。

なお、9月18日から10月17日までの1カ月間は例年どおり秋季大掃除実施期間となっておりますので、各自治会におかれましては地域の環境衛生のため積極的に取り組みくださるようお願い申し上げます。

次に、敬老式について申し上げます。

今年度は、古希を迎えた方が155名、傘寿の方が122名、米寿の方が58名となっております。

また、結婚後50年を迎えた金婚夫婦も45組おられました。いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、改めてお祝いを申し上げますと共に今後一層のご長寿をご祈念申し上げます。

9月5日、八森地区文化ホールにおいて開催された敬老式には、対象者のうち初養老の65名を含め135名が出席し、互いの近況を語り合うなど和やかな雰囲気の中で行われました。

また、会場内の一角に設けられた特設の撮影所では、節目の記念にと一人で、あるいは夫婦で、中には同級生との集合写真を撮られる方もおられました。式典終了後のアトラクションでは、峰神太鼓による「天響」の演奏や峰浜民謡サークルの皆さんによる「秋田おわら」や「よされ大漁節」の踊りが披露され、楽しい一日を過ごしていただいたところです。

次に、夏季の観光客入り込み状況について申し上げます。

はじめに海水浴客の入り込み状況ではありますが、今夏の天候は太平洋高気圧の勢力が強かったことなどにより気温が上昇し、記録的な猛暑となりましたが、お盆シーズンや週末の天候が余り良くなかったことから、海水浴客数は前年度を約5,400人下回る4

万5,600人程度となっております。

また、御所の台オートキャンプ場の利用者も2,761人と前年度を408人下回っております。

ハタハタ館の8月末現在の入浴者数であります。6万2,452人で、前年度と比較して3,671人、率にして5.6%の減となっております。売り上げの状況であります。入浴料やお殿水などで落ち込みが見られましたが、仕出しや売店部門などが好調なことから、売上合計は前年度を若干上回る1億3,400万円程度となっております。

今後とも、より一層の経営の合理化と来訪者に喜ばれるサービスの提供に努め、町内観光の拠点施設としての役割を果たすよう指導してまいりたいと考えております。

八峰町の暑い夏を締めくくる恒例のイベント「第24回雄島花火大会」は、開催予定日の8月15日の天候が悪かったことから、同月21日に順延し開催されました。このためお盆帰省客の大半が都会に帰ったことも影響し、当日の観覧者数は前年度を2,000人程度下回る約1万5,000人となりましたが、地域活性化イベントの一つとして一定の成果を上げたものと考えております。雄島花火実行委員会並びに関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

次に、水稻の作柄概況について申し上げます。

8月15日現在の作柄概況によりますと、秋田県は県北・中央・県南の3地区とも「やや不良」と見込まれています。東北で「やや不良」と見込まれるのは秋田県だけで、他の県は「やや良」か「平年並み」と見込まれています。秋田県は、5月下旬から6月上旬にかけて断続的に低温・日照不足で経過したことにより初期生育が抑制されたこと、6月中旬以降は高温で経過したものの、日照不足などにより茎数の発生が少なかったことから全もみ数が少ないため、作柄は「やや不良」と見込まれています。出穂後は高温で経過しており、今後も高温が続くと予報されていることから登熟は早く進むと見込まれるため、刈り遅れがないよう県や農協と連携し、適期刈り取りを指導してまいります。

また、秋の農繁期はコンバイン等の大型農業機械を扱う機会が多くなることから、農作業事故防止などを呼びかけてまいります。

次に、戸別所得補償制度について申し上げます。

戸別所得補償モデル対策の加入申請について6月末までに町内各集落を巡回し受け付けましたが、対象農家659戸のうち、生産調整不参加農家40戸を除く619戸が加入し、加入率は94%であります。

モデル対策は「米戸別所得補償モデル事業」と「水田利活用自給力向上事業」の2つの事業がセットで実施されますが、「米戸別所得補償モデル事業」の加入農家は581戸で作付面積は1,124ヘクタールとなっております。このうち、飯米、縁故用米分一律10アール控除した面積に10アール当たり一律1万5,000円交付されますので、八峰町全体で約1億6,000万円交付される見込みで、加入農家1戸当たり25万8,000円余りとなります。

また、「水田利活用自給力向上事業」については、交付単価が全国一律のため、大豆やソバなどの交付単価は前年度より下回ることとなります。

国の激変緩和措置1,200万円余りと県の緊急支援500万円、水田協の転作推進基金248万円を充てても、前年度の産地確立交付金の単価と同額とするためにはさらに310万円程度不足であることから、町では、農家が前年度と同じく転作に取り組み生産調整を達成し、戸別所得補償交付金を受け、所得向上に繋がるよう交付単価を前年度と同額を維持するため支援することにし、町の激変緩和措置助成金を本定例会に補正計上しましたので、よろしくお願いいたします。

次に、菜種の試験栽培について申し上げます。

この試験栽培は「菜の花プロジェクト」の一環として、11カ所、3.9ヘクタールの展示圃を設置し、昨年度から3カ年計画で取り組んでいるものです。協力農家から展示圃の排水対策を講じてもらい、昨年9月に菜種を播種しました。刈り取り作業は、今年も汎用コンバインを所有している農家に委託し、昨年より4日早い7月2日から刈り取りをはじめ15日に終了しました。展示圃3.9ヘクタール全体の収穫量は2,766キログラムで、昨年より1,791キログラムの減収となりました。10アール当たり平均収穫量は71キログラムで昨年より46キログラム減収、目標収量は100キログラムですから、昨年は17キログラム上回りましたが、今年は29キログラム下回りました。減収の原因は、5月中旬から6月上旬の低温・日照不足でアブラナ科作物特有の菌核病が多発し、未成熟粒が多かったためと思われます。

3カ年計画最後の播種を9月中に農家から行ってもらいますが、3作目から連作障害が発生することから微生物肥料や菜種油粕、堆肥などの試験区を設けるほか、播種前の代かき処理試験区を設け、連作障害に有効な方法を検証することとしています。

次に、猿害対策について申し上げます。

今年度の猿の捕獲頭数は、9月1日現在で檻による捕獲が11頭、銃器による捕殺が12頭の合わせて23頭で、前年度同期の捕獲頭数より檻による捕獲が7頭の減、銃器による

捕殺が10頭の減で合計17頭も減っています。

町内の猿の全体頭数が減ったから捕獲頭数が減ったわけではありません。捕獲頭数が減ったのは、前年度、経済危機対策臨時交付金事業で電気柵を3キロメートル設置しましたが、昨年その場所で檻による捕獲が5頭、銃器による捕殺が2頭の計7頭減ったことと、猿は学習能力が高いため檻に近寄らなくなったこと、猟友会の会員が銃を向けるとすばやく逃げることなどが考えられます。

農作物の被害区域は埴川地区を中心に拡大しています。被害作物はスイカやカボチャ、ナス、トマトなどの自家用野菜をはじめ出荷用のネギや大豆、稲にまで及んでいます。

石川地区では住宅にも猿に侵入されました。町では「猿被害防止網」を1人2枚まで無料で貸していますが、前年度は1年間で63人に貸していますが、今年度は既に99人に貸していることからわかるとおり、被害区域は拡大しています。

今年度の猿害対策については、大久保岱地区に電気柵を900メートル設置したほか、檻を3基作製し、全部で27基を被害地区に設置し、職員が随時巡回し、えさの交換や檻の点検をしています。今後も秋野菜や大豆、稲の被害が拡大することが予想されますので、猟友会の協力をいただき、花火弾による追い上げや捕殺なども随時実施してまいります。

次に、住宅リフォーム緊急支援事業についてであります。県では8月23日の臨時県議会で新たに8,000戸分、8億4,600万円の予算を追加し、好評な当該事業の継続を決定いたしました。当町における8月末現在の申請件数は195件で、対象事業費は3億5,950円、補助金の申請額は4,158万円と、町単独補助金の上乗せ効果もあって当該事業の利用率は県内市町村の中でもトップクラスとなっております。

工種では、屋根の葺き替えが53件、下水道への接続が40件、屋根や外壁の塗装が38件、システムキッチン、ユニットバスなどの設備交換が36件となっており、町内建築業者の受注拡大をはじめ、既存住宅の耐久性や省エネルギー化などの推進に役立っております。

この補助事業に関しましては引き続き申請を受け付け、より多くの町民に利用を呼びかけてまいりますので、今後、事業実績に応じて予算を追加しなければならないものと考えております。

次に、合併処理浄化槽整備事業についてであります。6月定例会で関連の条例及び予算の議決後、対象者に地区説明会や文書で市町村設置型の合併処理浄化槽整備事業の周知を図ってまいりましたが、これまで10件の申請があり、8月に小手萩地区に2基、大槻野地区に1基、合併処理浄化槽を設置しております。残りにつきましては、宅内の

排水管整備などのスケジュールを考慮し順次整備してまいります。今後とも個人負担の少ない市町村設置型の優位性をPRし、合併処理浄化槽の整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、第4回全国学力テストの結果についてご報告いたします。

本年4月20日に実施された全国学力・学習状況調査の結果が、7月30日に文部科学省から公表されました。これによりますと、秋田県の小学6年生は国語と算数全4科目中4科目で、中学3年生は国語2科目でそれぞれ全国第1位となり、数学2科目も2位の好成績で、4年連続で全国トップクラスの成績を収めました。

このような中で、今年もまた八峰町の児童生徒は秋田県の平均を上回る成績を収めました。八峰町の児童生徒が4年連続して好成績を収めている背景には、望ましい生活習慣や学習習慣が身につけていることと、教育現場における学力向上への取り組みと、あわせて実施した学習状況調査の結果に表れているように、家庭や地域が子供たちを応援し、温かく見守ってくださることが学力向上の底上げに繋がっているものと考えております。今後とも学校、家庭、地域の連携を深めながら、町の財産である教育的土壌を大切に、「教育立町八峰町」を目指してまいりたいと考えております。

次に、学童野球大会関連について申し上げます。

今夏、能代商業高校の甲子園出場、全県初優勝の東雲中、全日本学童ベスト8の能代第5小と続き、能代高校が軟式で全国制覇し、「能代旋風」の最高のフィナーレを飾ったことは記憶に新しいところであります。

学童野球においては、我が八峰町においても八森ブルーウェーブが「第2回秋田県小学生野球大会」で、水沢小学校クラブが「第41回秋田県小学校クラブ野球大会」において全県出場の快挙を果たし、「八峰旋風」を巻き起こしてくれました。

全県大会の結果は、水沢小学校クラブは惜しくも1回戦で敗退しましたが、八森ブルーウェーブは見事準決勝へ進出し、9月25日、鯉ヶ沢町で開催される東北大会への出場権を獲得いたしております。

町は、一連の活躍に対して派遣費用の一部を助成することとし6月の臨時議会で補正していただいたほか、今議会にも専決処分の議案を提出いたしておりますので、何とぞご理解くださるようお願いいたします。

次に、峰栄館とファガスの図書室の利用状況について申し上げます。

21年度に峰栄館ロビーに幼児図書を中心とした「こどもとしょかん」を開設し、ファ

ガスは2階から1階ロビーに図書室を移設し、今年4月26日にオープンいたしました。

峰栄館の「こどもとしょかん」につきましては、8月末現在で639件の貸出があり、昨年同期に比較し900%の利用増となっております。昨年は一般書の貸出のみとなっておりますが、本年は639件中、65%に当たる401件が児童書の貸出となっております。また、ファガス図書室につきましては、8月末現在で1,828件の貸出があり、昨年同期に比較し約600%の利用増となっており、児童書においても同期比で17倍の利用増となっております。

図書室の整備以降、順調に利用者が増加しており、今後ともより一層の図書の充実に努めると共に、町民の読書機会の充実と親しみやすい図書コーナーの整備に努めてまいります。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要について簡単にご説明いたします。

議案第76号、専決処分事項の報告について（平成22年度八峰町一般会計補正予算（第4号））は、水沢野球スポーツ少年団の全県出場に伴うものであります。

議案第77号、専決処分事項の報告について（平成22年度八峰町一般会計補正予算（第5号））は、能代商業高校硬式野球部が甲子園大会出場に伴うものであります。

議案第78号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、法律の一部改正に伴う関係部分の改正であります。

議案第79号、八峰町過疎地域自立促進計画については、引き続き過疎債を活用した地域の振興計画を定めようとするものであります。

議案第80号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第6号）は、6,887万8,000円を追加して歳入歳出の総額を55億4,872万6,000円とするもので、歳出の主なものは、予防接種委託料、埴川健康センター改修工事費、税関係電算システム導入費、保育所運営費委託料、介護保険特別会計への繰出金等であります。

議案第81号、平成22年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、819万5,000円を追加して歳入歳出の総額を8億8,483万5,000円とするもので、歳出の主なものは、国庫支出金等過年度分返還金、一般会計への繰出金等であります。

議案第82号、平成22年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、148万7,000円を追加して歳入歳出の総額を411万6,000円とするもので、歳出の主なものは、収入間伐収入及び支障木売払収入の関係地区交付金等であります。

議案第83号、平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、3,701

万9,000円を追加して歳入歳出の総額を4億6,776万7,000円とするもので、歳出の主なものは、八森地区導水管等更新工事費及び実施設計業務委託料などであります。

議案第84号、平成22年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、375万円を追加して歳入歳出の総額を3億8,478万2,000円とするもので、歳出の主なものは、施設の修繕料等であります。

議案第85号、平成22年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、85万5,000円を追加して歳入歳出の総額を7,797万4,000円とするもので、歳出の主なものは、看護師賃金、電話機購入費等であります。

議案第86号、平成21年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、平成21年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第87号から議案第96号までの各案件は、平成21年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第97号及び議案第98号の人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員であります藤田晃平氏と武田ヒデさんのお二人が任期を迎えますが、引き続き委員に推薦いたしたく、同意を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は23議案であります。詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、副町長選任議案については最終日に追加提案させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 議長報告につきましては別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第76号、専決処分事項の報告について（平成22年度八峰町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

当局の説明を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） それでは、議案第76号、専決処分事項の報告について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認

を求めるものであります。

平成22年 9 月 8 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

なお、補正予算（第 4 号）の専決処分の内容につきましては、8 月 7 日から県立こまち球場で開催されました、秋田県小学校クラブ野球大会に出場いたしました水沢小学校クラブ派遣費補助金として75万円を8月2日付で専決処分したものでございます。

次をお開きください。

専決処分第 8 号 専決処分書

地方自治法第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年 8 月 2 日

八峰町長 加 藤 和 夫

平成22年度八峰町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

平成22年度八峰町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,884万8,000円とするものでございます。

5 ページをご覧いただきたいと思います。5 ページの歳入、19款繰越金でございます。補正財源といたしまして繰越金75万円を充当したところでございます。

次に、6 ページになります。歳出になります。10款教育費 5 項保健保育費 3 目スポーツ少年団総務費に、スポーツ少年団派遣費補助金といたしまして75万円を措置したところでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第77号、専決処分事項の報告について(平成22年度八峰町一般会計補正予算(第5号))を議題とします。

当局の説明を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長(米森昭一君) 議案第77号、専決処分事項の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度八峰町一般会計補正予算(第5号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

平成22年9月8日提出

八峰町長 加藤和夫

なお、補正予算(第5号)の専決処分の内容につきましては、第92回全国高等学校野球選手権大会に出場いたしました能代商業高校への寄附金として100万円を8月10日付で専決処分したものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分第9号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年8月10日

八峰町長 加藤和夫

平成22年度八峰町一般会計補正予算(第5号)

平成22年度八峰町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,984万8,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。歳入、19款繰越金でございます。補正財源といたしまして繰越金100万円を充当したところでございます。

6ページをご覧ください。歳出です。2款総務費1項総務管理費11目諸費に寄附金といたしまして100万円を措置したところでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。
10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 繰越金の残額をですね、一応お知らせ願えればありがたいと思います。

○議長（須藤正人君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 繰越金の関係についてお答えいたします。

平成21年度決算に基づく繰越金でございますが、実質収支、要は形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額でございますけれども、2億7,243万9,000円となっております。この中から先ほど75万円と100万円を充当したということになります。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第78号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、議案第78号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年9月8日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由ですけれども、国民健康保険法の一部改正に伴って関係部分を改正するものです。

次、裏の方をご覧いただきたいと思います。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例

八峰町国民健康保険条例の一部を次のように改正すると。

第7条第1項各号列記以外の部分中「第72条の5」を「第72条の4」に改めると、こういう改正文です。

お手元にですね、八峰町国民健康保険条例新旧対照表を今日お配りしてありますので、それをちょっとご覧いただきたいと思います。それでは、ご説明申し上げます。

国民健康保険法で保険事業を規定しているのが第72条の5という条文でございましたけれども、これが法律の改正で第72条の4という、条項が1条繰り上がった改正がありましたので、町の方の条例でもこれに合わせる改正をしたものです。内容的には全然変わっているものではありません。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） ただいまの説明がありましたけれども、この第5章の保険事業例規集に掲げられておりますが、この国民健康保険法72条の4、5というのは例規集の中には載っておりませんので、この国民健康保険法の72条の4が何であったのか、何で項目が繰り上がったのか、そこら辺を説明をお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） ご質問にお答えします。

第72条の4の関係です。第72条の4については、高医療費市町村に対する指定市町村制度というものがあってですね、それに伴ってそういう指定を受けた場合、これは承認を受けて、国の方から承認を受けて計画改善書というんですかね、そういうものを出さなければならないものなんですけれども、そういう場合においてはいわゆる町の一般会計から特会の方にお金を出してもいいというんですか、そういう基準を定めてるものです。

参考のために削除になった法律の第72条の4をちょっと読みます。第72条の4、第70条第3項に規定する市町村は、指定年度の翌々年度において政令の定めるところにより

一般会計から当該指定年度の基準超過費用額の2分の1に相当する額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。2項として、国及び都道府県は政令の定めるところにより、前項の規定により繰入金の3分の1に相当する額をそれぞれ負担するという、そういう内容が国の方で見直しをして、この部分が削除となったものです。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第80号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局の説明を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 私から、議案第80号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

なお、私からですね主なものについてご説明いたしますが、詳細につきましては、ご質問の際に担当がお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第80号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第6号）。

平成22年度八峰町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,887万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,872万6,000円とします。

第2条でございますが、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

平成22年9月8日提出

八峰町長 加藤和夫

それでは7ページをご覧くださいと思います。歳入でございます。最初に、14款国庫支出金1項国庫負担金でございます。1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金の補正額は243万3,000円でございます。内容は、能代市内の施設に入所しております町内出身園児に係る保育所運営費国庫負担金でございます。ゼロ歳児と1歳、それから2歳児の増加によるものでございます。次に、その下の国庫補助金でございます。5目農林水産業費国庫補助金2節農業費補助金の補正額は89万2,000円でございます。内容は、農地法改正に伴うもので、農地基本台帳整備に対する補助金でございます。

次に、8ページをご覧ください。県負担金でございます。1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の補正額は8万4,000円でございます。内容は、今回発生いたしました行旅病人の医療費支払いに対する県の負担金でございます。2節児童福祉費負担金の補正額は121万6,000円でございます。先ほど説明いたしました保育所運営費国庫負担金と同じ内容のもので、県負担金となります。それから次に、その下の県補助金でございます。2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金の補正額は1,313万円でございます。内訳として、重度訪問介護サービス給付費に係る地域生活支援事業費補助金73万4,000円と、同じく重度訪問介護サービス給付費に係る障害者自立支援臨時対策事業費補助金1,239万6,000円の補正でございます。それから3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の補正額は318万7,000円でございます。内容は、低所得者に対する新型インフルエンザ予防接種補助金でございます。

次に9ページ、16款財産収入でございます。1目不動産売却収入1節土地売却収入の補正額は65万6,000円でございます。内容は、町有地の払い下げに伴う収入でございます。その下の18款繰越金1項特別会計繰越金でございます。2目及び1節の介護保険特別会計繰入金の補正額は498万5,000円でございます。内容は、平成21年度介護保険特別会計の繰出金の精算を行った結果、一般会計の繰入金が発生したということでございます。

それから10ページをご覧ください。19款の繰越金でございます。1目繰越金1節一般会計繰越金の補正額は233万7,000円の減額です。財源調整のため減額するものでございます。

それから11ページに移ります。21款町債でございます。2目の農林水産業債3節漁港整備事業債の補正額は2,950万円でございます。内訳は、岩館漁港地域水産物供給基盤整備、これが1,800万円、それから同じく八森漁港に関するものが1,150万円となります。それから7目衛生費1節保健施設整備事業債の補正額は1,500万円でございます。埴川健

康センター改修事業に係る過疎債を発生するものでございます。

次に、12ページの歳出に移ります。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の補正額は45万1,000円でございます。このうちの報償費の33万円の補正でございますが、これは11月3日に開催を予定しております日沼頼夫先生の文化勲章受賞記念ふるさと講演会関係の補正でございます。

また、需用費には祝賀会経費として7万円を補正しております。

13ページの3目財産管理費の補正は210万円でございます。総務省方式改訂モデル財務4表作成業務委託費でございます。それから5目財産管理費でございますが、大槻野地区側溝布設工事費として80万円を補正しております。町有地から市有地の雨水侵入を防ぐ工事をやるという内容でございます。

それから14ページになります。2款総務費2項徴税費の2目賦課徴収費の補正額は687万8,000円となっております。国税との連携を図る必要がありまして、新システムを導入する費用といたしまして委託料に電算業務委託料として656万3,000円、14使用料及び賃借料に申告システム使用料として31万5,000円を補正したところでございます。

それから15ページになります。2目老人福祉費の補正額は150万円です。内容は、高齢者住宅整備資金貸付金1件を補正するものでございます。それから3目障害福祉費の補正額は135万6,000円です。内容は、重度訪問介護サービスの増加により自立支援給付費135万6,000円を補正するものでございます。それから6目介護保険費の補正額983万2,000円となります。内容は、平成21年度繰越金の精算の結果、一般会計から介護保険特別会計へ繰り出す必要があるということで、938万2,000円を補正するものでございます。9目高齢者コミュニティセンター管理費の補正額50万円ですが、湯っこランドの循環ポンプ等の修繕料でございます。

それから16ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の補正額は486万7,000円となります。能代市内の施設に入園しております町内出身者に係る保育所運営費委託料の追加です。先ほど申しましたとおりゼロ歳児等の増加に伴うものでございます。それから4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の補正額は1,550万2,000円でございます。内容は、MRワクチン予防接種、それと新型インフルエンザ予防接種事業に係るものでございます。11節から19節まであります。

次に移りまして17ページの5目埴川健康センター管理費の補正でございます。1,500万円です。埴川健康センター改修工事費として1,500万円を補正いたしました。次の4款

衛生費 2 項清掃費 1 目清掃費の委託料1,443万4,000円の減額補正ですが、これは一般廃棄物収集運搬業務委託の入札差額を減額するものでございます。

18ページに移ります。6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費でございます。13委託料でございますが、農地基本台帳システム改良業務委託費として89万3,000円を補正しておりますが、先ほど歳入で申し上げましたとおり農地法改正に伴う国の補助金を活用して整備したいということでございます。それから 2 目農業総務費 3 職員手当でございますが、95万円を補正しております。これは戸別所得補償事務に係る時間外の追加でございます。それから 7 目水田農業構造改善対策費19負担金補助及び交付金の自給力向上事業激変緩和措置助成金310万円ですが、制度改正に伴いまして転作作物の助成単価が大きく下がったということで、激変緩和措置として町が負担する町の持ち出し分でございます。

それから19ページの同じく 6 款農林水産業費 2 項林業費 3 目林業整備費でございます。補正額が236万3,000円でございます。湯ノ沢線、母爺山線、水沢山線、上野線、4 路線の林道補修に係る経費でございます。

次に21ページ、7 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費の補正でございますが、39万3,000円です。内容は、NHK「わがまち元気自慢」の出演関係の経費でございます。賃金から14節使用料及び賃借料まででございます。それから同じページの 5 目ハタハタ館管理費の補正額は35万2,000円でございます。これは 3 年に 1 回の特殊建築物定期報告調査手数料ということになります。

22ページに移ります。8 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路維持費でございますが、補正額は585万7,000円でございます。内容は、町道小入川岩館線舗装補修など 7 カ所の維持補修工事などの経費でございます。

それから23ページの河川費 2 目河川維持費でございます。補正額は237万1,000円でございます。中浜地区流末側溝等の清掃など 3 カ所の維持補修費でございます。

それから24ページ、5 項住宅費 1 目住宅管理費でございますが、補正額は53万円です。内容は、町営住宅の電気温水器、ガス風呂釜の修繕費でございます。それから 9 款消防費 1 項消防費 2 目非常備消防費でございますが、補正額は45万3,000円でございます。内容は、新消防団員 6 人分の制服等の購入費用でございます。

それから続いて25ページになります。3 目消防施設費でございます。補正額は41万1,000円でございます。小型動力ポンプ 2 台、13分団消防機器置き場のシャッターの修繕料で

ございます。

今度は28ページまで飛びます。28ページの13款諸支出金3項基金費1目財政調整基金費でございますが、補正額は65万7,000円でございます。内容は、歳入で補正いたしました土地売却収入分を財政調整基金の方へ積み立てるというものでございます。

以上、私の方からの説明は終わります。10款教育費につきましては教育長さんの方からご説明をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 御苦労さまでございます。それでは私の方から10款教育費の説明をさせていただきます。

25ページでございます。10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費25万円の補正であります。私が4月の総会におきまして町村教育長会の会長に就任することになりまして、併せて全国と東北の理事も兼ねなければならず会議等に出席するための旅費の補正でございます。

次に、26ページでございます。小学校費3目埴川小学校費140万5,000円の補正でございますが、7節の賃金につきましては埴川小学校の校務員が早期退職されるということで、9月いっぱいでありまして、10月から3月までの臨時校務員の賃金として計上させていただきました。

また、需用費の77万円でございますが、光熱水費の8万円につきましては下水道と接続するための水道の料金の繋いだ後の差額を補正させていただきました。

また、修繕費につきましてはホールの図書コーナーの上の吹き抜けの部分に窓のサッシの周りが劣化しておりまして、その補修でございます。続いて3項中学校費八森中学校費でございますが、50万円の補正でございます。修繕料として計上させていただきました。体育館の暖房用灯油タンクが経年劣化のために一部部材が修繕が必要だということでの修繕料と、あわせて吹奏楽部の使っておりますバスクラリネットとテナーサックスの修理でございます。

27ページ、4項の社会教育費でございます。公民館費として22万6,000円を計上させていただきました。13節の委託料につきましては、日沼頼夫博士から専門書を除いた一般図書約3,000冊を当町に寄贈していただくということで受けることにいたしまして、京都の自宅から当町までの搬送の委託料として計上させていただきました。また、2万6,000円につきましては、図書館のウェブシステム使用料として図書の留置センターとオンラ

インで結んで図書の検索とか、また、在庫状況等をスムーズに検索するためのシステムでございます。3目の文化活動費8万3,000円につきましては、県立近代美術館が年に1回の事業として行っております収蔵品を県民に見ていただくという出前美術館がありますが、要望しておりましたところ認めていただきまして、今回は埴川小学校を会場に開催する。300万円ほどかかる輸送費とか保険料、また、他の経費等については県の方で支出しますが、看板とチラシ、それからボランティアの方々の弁当代として計上させていただきました。8万3,000円でございます。あと5目の八峰町文化交流施設管理費143万2,000円の計上でございます。修繕料として計上させていただきました。文化ホールの空調設備の自動給水ユニットや、また、冷温水のポンプ、冷却水のポンプ等の経年劣化、建設当時からのものございまして15年経ちますので、それに伴う修繕でございます。

次、28ページです。5項保健体育費1目保健体育総務費でございますが、8万6,000円、旅費として計上させていただきました。体育指導員の岩根将人さんが11月25日から26日まで行われる、岐阜県で行われる大会に30年勤続ということで表彰が決定いたしました、その授賞式に出席するための旅費として計上させていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 質疑の前に休憩をいたします。5分間、11時15分から再開します。

午前11時09分 休 憩

.....
午前11時16分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 2点お伺いをいたします。

1点目は、17ページの4款の衛生費の中の清掃費のことです。今回1,400幾らの補正減であります。当初予算が3,200万円です。当然これは入札の差額だと思うわけですが、大幅な減額であります。以前から清掃費の入札に関しては私も入札調書を見て、これ果たして正当な、正当なといえますか、妥当な金額なのかなということは何度も疑問に思いました。当然、業者の方々にもお聞きしました。大変苦勞なさってるというお話でございました。入札ですので制限がない以上は安い方に落ちるわけですが、当町では最低制限価格を設けてやっている場合もあります。今回のこの入札率、もし、1本でないと思うのでそれぞれの落札率、資料であったら出していただき

いし、そういう中で当局としてですね、いろんな町内業者の育成、あるいは雇用の問題、いろんなことを含んでいるわけですので、今後ともそうした制限価格を検討してみる用意があるのかどうかお伺いをいたします。

もう1点です。26ページの教育費の中で、先ほどのご説明で埴川小学校の校務員の件なんですが、早期退職の方がいるので9月以降ですか、その賃金ということでしたんですが、普通は年度当初に1年分の計上をしていると思うわけで、途中から校務員が代わったからって補正組む、これ内訳どうなのか説明をお願いいたします。

以上2点お願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 先ほどの質問の中で資料としても出してくださいという話だったんで…。

○1番（松岡清悦君） もし、可能であればです。

○福祉保健課長（佐々木充君） 後で資料については差し上げますけれども、ちなみに入札率についてご説明しておきたいと思います。

まず入札は全部で、峰浜地区、八森地区と分けて行います。そして、入札の種類は燃えるごみ、それから燃えないごみと粗大ごみ、そして3つ目は缶・瓶・ペットボトル・古紙回収、この大きく何ていうんですか、地区に分けて種類が3種類あると。ですから全部で入札形態は全部で6種類あります。

それでまず燃えるごみからお話ししますと、燃えるごみ、峰浜地区の落札率が30.1%です。八森地区が48.7%です。それから燃えないごみ、粗大ごみの関係ですけれども、峰浜地区が15.8、それから八森地区が15.7。それから缶・瓶・ペットボトル・古紙回収ですけれども、これが峰浜地区が37.6、それから八森地区が51.0と、そういう入札結果に基づいた落札率となっております。

あと、もう一つ、1点、最低制限価格の関係については管財課長の方からお話しますので、よろしくお願いします。

○議長（須藤正人君） 伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） 最低制限価格についてお答えいたしたいと思います。

従来まで建設工事等につきましては最低制限価格を町では設けておりましたけども、委託事業ですね、例えば設計委託とかこういうふうな清掃業務委託についてはダンピング等はないということで、ないだろうということで最低制限価格は設けなくて今まで入

札を実施してきております。

松岡議員がおっしゃられます今後見直しはしないのかということでございましたけれども、検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 辻学校教育課長。

○学校教育課長（辻 正英君） 埴川小学校の賃金の件に対しまして回答いたします。

賃金の補正につきましては、臨時職員を対応するということが新規の臨時職員となります。というのは、埴川小学校の方は校務員として職員が従事しておりました。ですので当初予算では給料の方に計上になっております。その校務員の方が早期退職することによって9月30日で退職ということになりますので、10月から3月までの分を臨時職員の校務員で対応していきたいという考えのもとで賃金として補正計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 清掃費のことについてももう一度お伺いをいたします。内容について町長おそらく今初めて耳に入ったと思います。この落札率、最低はもう15幾らから30。一番高いやつで51%です。これは私、当然異常だと思います。もしこれでいいんだったら、当初からこんな予算計上する必要はないはずです。予算計上するということは、それなりの額だと思うわけです。通常考えられる額を予算計上している。その半分にも満たないようなこうした落札率があるということは、私はこれはもう当然考える必要があるというふうに思います。もしできたら町長の答弁もお願いしたいんですが。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 実は最初の委託料の設定が高くなっていくということだと思っております。この委託料の設定の仕方が我々も設定する場合、一定の基準なりないと、ただ単につかみで何ぼという設定の仕方はできませんので、そういう一定の基準の仕方があるんですよ。それで計算しますと、どうしても委託料がそういうふうに弾き出されてしまうと。そして、実際入札やると今言ったような結果になるので、この差額が大きくなるというのは、ここ数年ずっと続いて……数年でないな、ずっと続けているな。そういう状況なんです。だからもう少し合理的な基準とか設定の仕方がないのかどうか、もう少し研究の余地があると思いますので、それを研究することによってより現実的な対応ができるんじゃないかなとは思っています。我々入札価格を設定する際に何も根拠なくて例えば勝手にですね、入札率が低いのでぐっと予定価格をただ単純に設定するというわけに

もまたなかなかいかない要素がありますので、そういう基準のあり方が果たして今の状況に合わせて妥当なのかどうか、もう少しそこら辺を検討してみたいなというふうに思っています。

それから最低制限価格の設定、今話ししましたけれども、従来ですとやっぱり委託料の関係は制限価格はほとんど設定はしていません。したがって今言ったような形で、この委託料に関してはそういう問題があるので、ほかの方の関係は余りこの最低制限価格と違って問題出されるようなケースはないと思いますので、特にこの件に対しては非常に幅が大きいので、来年度に向けてもう少し研究してみたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 松岡議員さんの質問に関連しながら町長のお考えをちょっと尋ねてみたいと思うんですが、同じ委託料でもですね、この清掃費の委託料の当初予算の積算の仕方はおそらくそんなに毎年毎年変わってるわけではないと思うんです。そうしますと、ある程度、業者さんのことも考えますと最低制限価格を設けても差し支えないのではないかなというような気がいたします。それと併せてですね、毎年そんなに多くの人件費の変動がないかと思うんで、できれば数年間の委託契約を結んでやった方が業者さんのためになるのではないかなという具合にも考えるわけなんですけど、そこら付近もし検討の余地があるとしたら是非考慮していただいて、この後の積算の参考にしていただければなという具合に思いますし、やはり1年1年ですと、どうしてもやはりいろんな考え方が出てくると思うんで、これは私ども峰浜村時代からもうこういった傾向あったわけで、なかなか入札比率が上に上がってこないのが実態でありますので、是非工夫してやっていただけたらいいなという具合に思います。

それから教育委員会の方にお尋ねをいたします。

先ほど専決処分の方でお伺いしようかなと思ったんですが、実は小学校の子どもさん方、一生懸命野球頑張っておられて、特に八森小学校さん、今回鯨ヶ沢の方ですか、こちらの方にまた出場されるようですが、補正予算のこの中に載っておらないようですし、さらにJAの大会でも予選を勝ち上がっておるはずであります。予算要求等ないわけなんでしょうか。それとも専決で対応するお考えなのかですね、そこらを付近を若干お尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆川議員のご質問にお答えしますが、先ほど松岡議員にも言いましたけども、まず一つは基準の設定の仕方が妥当なのかどうかもう少し検討してみるとということと、もしどうしてもですね、その基準よりないというのであれば、今年だけでなく毎年同じようなパターンで来ていますので、今言った中で最低制限価格をどの程度のラインが妥当なのか、そこら辺についても少しは検討しなきゃならないのかなと思っています。

それからこの委託料に限らず単年度単年度で1回ごとに契約している契約はもっとあります。そういうものもやっぱり数年である程度業者の方も安定的に仕事できる、人を雇用する場合も仕事なくなったからすぐ雇用を切るというふうな状況が今ありますので、そういった点も考慮に入れば、ある程度そういうものも考えなきゃならないわけで、そうするとまた債務負担行為とかちゃんと組んでやらなきゃいけないので、そういったあり方についても十分検討しながら、次年度に向けてもう少し考えてみたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（須藤正人君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 2問目の学童野球関連の補助金についてお答えします。

先ほど前段で町長の行政報告にありましたように、水沢野球クラブにつきましては75万円を専決処分させていただいております。結果、既に報告にあったように水沢野球クラブが1回戦で敗退しておりまして、今事業完了届決裁中ではありますが、約15万2,000円ちょっとという精算が上がってきておりますので、残額が59万6,000円ほど出る予定なので、この残額内でブルーウェーブについてもご配慮したいということでございます。

2問目のJ A大会も八森ブルーウェーブが優勝したということで、これは冠大会でございますのでJ Aサイドから若干の補助が出るということなので、これも執行経費を今積算させていただいておりますので、まあまあ間に合うかなというすれすれでございますので、町サイドで、事務局サイドで判断させていただいて、ちょっと足の出た分は範囲内ですね、助成の規定の範囲内で足の出た分を助成したいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） さっきの委託料の関係で私の発言にちょっと間違っているところがあります。というのは、今の契約は2年契約でございますので、この2年契約終わる時点でそういうことを考えていきたいと思っていますので、訂正をさせていただきます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 私から3点について説明を求めます。

まずはじめに17ページの埴川健康センターの改修工事についてでありますけども、先日の全協で図面を渡されて説明を受けましたけども、そのときの説明であれば屋根の形状と屋根を葺く素材を変えるという説明でありましたけども、内部の方も雨漏りが生じた結果、今回の改修工事になったわけでありますので、内部の方も雨漏りの染みがかなりあるんです。それで内部の方の改修部分はこの金額に割合がどの程度なのか、それが1点と、もう一つは、23ページの傾斜地の雑木の伐採の委託料なんですけども、140万円。これは傾斜地何カ所分なのか。それと傾斜地の雑木を伐採した場合、逆に、素人考えで申し訳ないんですが、土砂崩れとかそういうのが発生しないのかどうか、そういうのを考慮した措置なのかということ。

それから最後に27ページの日沼博士から寄贈された図書530冊分の移送費の分なんですけども、当然530冊分ですか……3,000冊か、そのリストは当然町の方にいただいていると思うんですが、その本の内容、我々素人が見てもわかるような本なのか、専門書が多いんじゃないかなという感じがするんですが、どういう内容の本が主なのか、その3点についてお伺いいたします。

○議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し、答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 最初に埴川健康センターについてのご質問にお答えいたします。

この工事費において、内装工事という形でクロス関係のものなんですけども、天井の染み材、それらを全面交換いたします。直接工事でおよそ80万円というふうな形になっております。

次に、急傾斜地の雑木の処理なんですけども、既に県工事で急傾斜の法面工事が行われておりまして、がけ地の法崩れ等の対策が取られています。今回、雑木がその斜面の中に入りますね、岩館地区においてはまるっきり雑木を切って全部コンクリートでやったところ、それから今回のように雑木を残したところがあるんですが、当時においてコンクリートでやったところは太陽熱が反射して熱等の問題がありまして雑木を残した方がいいのではないかなというふうなことで残しておりますが、今度は実際、樹木が成長していきますと枯葉の問題とか、それから風によります枝の落下とかそういう問題が出てきまして、住民の要望によりまして今回伐採するという運びになっております。

いずれ急斜面の作業でございましてクレーン等の安全対策等、十分取りながら工事の委託は行わせたいというふうに考えております。

箇所数はね、いさりびの館の裏面なんですけど、そこ1カ所と、もう1本、倒れそうになってる大木がございまして、場所的には2カ所というか同じエリアの中にはあるんですけども、そういう形で考えております。

以上です。

○議長（須藤正人君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 柴田議員のご質問にお答えします。

直接、日沼博士とお会いして内容を聞いてきたものですので私の方から説明いたしますが、1万8,000ほどある専門書につきましては既に京都大学の方に寄贈してあると。それを除いた一般の町民の方々が読む、いわゆる小説等の本を約3,000から5,000冊あると思う、それを寄贈したいということでもありますので、博士が高校時代、中学校時代から読んで、これまで読んだ著名な小説家の本が主だっていることを聞いております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） すいません。健康センターの内装工事分は80万円ほどだという今の説明でございましたけども、これはそれを含んで入札するわけですか。

○議長（須藤正人君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 埴川健康センターの改築につきましては、内装工事としまして天井クロスの張り替え、同じく木工事といたしまして屋根の軸組み工関係、当然、屋根工事としての吹き替え等がございまして。あと建具工事といたしまして排煙関係のものを設けないと、これ消防法に引っかかりますので、それを設けること。それからあと空調工事ではエアコンの更新といいますか、修繕的なもの。それから衛生設備で現在の和式トイレ6基を洋式にという工事。これを一式を全部含めたものでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 3点ほどなんですけども、今、柴田議員の方からも質問ありましたけども、埴川保健センターですか。屋根のその吹き替えの素材がカラーのガルバリウム鋼板の立平葺きというふうな説明でありました。先の全協でも柴田議員さんの方からも質問あったんですけども、立平葺きのその屋根のトタンの延長がね、19メートルくらいあるわけですよ。ですからやっぱり水上から水下に流れていく場合、大量の雨降っ

た場合はもうはぜを超えた雨水、雨量が流れると思うんですよ。それで結局19メートルの延長で立平葺きで妥当なのかどうか。仮にまあ漏らないとすれば防水工法でやらないといけないふうになると思うんですけども、ただその防水工法をもってしても果たして19メートルの延長が雨水に対して耐えられるかどうかというのがね、やはりこれはちょっと疑問があるので、やはりメーカーサイドさんとの確認が要するのかなと思っております。そのもしかすれば折板葺きというふうな工法になるかもしれないので、その辺をやはり検討していただければと思っております。

もう一つはですね、激変緩和の点に関してなんですけども、八峰町では全国一律の補助に対して不足分を310万円出すということなんですけども、非常にありがたい話なんですけども、県内の状況、補助率、どう補助しているのか、補助金を出してるかという状況がわかれば教えていただければと思います。

最後のもう1点なんですけども、20ページの水産業振興費の6、3、2ですね、これで水産物の販路拡大キャンペーンに行くということなんですけども、非常にこう八峰町の特産物を宣伝してもらおう、あるいは売れるその目処を立てたいということで頑張っているものと思っておりますけども、その何ていうかな、今回出ていくキャンペーンのテーマっていうか、何をその売ろうとするのか。あるいはまた塩もろみ、これもまたPRしてくるのか。あるいは向こうでデパートとかそういうところのバイヤーさんとの接触の機会とかあるのか、その意気込みも含めて答弁、説明願えればありがたいです。よろしくお願ひします。

○議長（須藤正人君） 10番議員の質問に対し、答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 最初に埴川健康センターの屋根についてなんですけども、議員のおっしゃるとおり長尺のガルバリウムになります。これの一番長い延長がですね、全面張りになりますけども17.897、17.90センチという形ですので、長尺の現在の材料の19メートルだとすれば1枚で覆うことができるんじゃないかというふうに思っています。いずれ設計業者さんから設計を立てていただいてこの材質を選んでいただいておりますので、ご理解願ひたいと思います。

○議長（須藤正人君） 休憩します。

午前11時43分 休 憩

.....
午前11時45分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

松森農業振興課長。

○農業振興課長（松森尚文君） 2点目の質問にお答えいたします。

転作作物に対する激変緩和措置の県内の市町村の取り組み状況であります。7月28日現在の県からいただいた情報提供によりますと、これ取扱注意ですので市町村名は伏せます。市町村数だけでいきます。既に予算措置済みが15、25市町村のうち15市町村。それから7月28日現在で今後補正、これは八峰町、今回計上しましたけども4市町村あります。それから検討中が1市町村。それから実施しない、激変緩和措置を実施しないというのが5市町村となっております。

以上です。

○議長（須藤正人君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 3点目の水産業振興費の質問にお答えいたします。

水産業振興の方に販路拡大の方の予算を計上しておりますので、これは12月に行われますハタハタ、秋田県の鮮魚ハタハタを売り込んでいこうというキャンペーンの中に八峰町も参加していこうという予算であります。ですから、あそこの東京の方の会場の方で八森ハタハタというものを売り込んでいこうというものでございます。議員がおっしゃるその他特産品等の販路開拓については商工振興費の方で、これも東京であったり県内であったり様々な物産展や商談会の方に、これは企業の方も出席願いますし、我々担当の方も出かけていくということで考えたいと思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。4番丸山あつ子さん。

○4番（丸山あつ子さん） 9ページの財産収入のことなんですが、町有土地売却収入65万6,000円。基金費に積み立てられてますが、これはどこの場所の面積はどのくらいで地目は何であったんでしょうか。

もう1点ですね。次のページ10ページの20款の諸収入雑入の建物災害共済の9万1,000円ですが、災害共済の対象になるような事例というんですか事態ですか、は何であったのでしょうか。どこの何の場所でしょうか。

以上です。

○議長（須藤正人君） 4番議員の質問に対し、答弁を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の土地売却収入でございますけれども、これは岩館で事業を行っております。

す小林水産の小林誠孝さんに長年貸付しておりました町有地、これの払い下げ申請が出てきましたので、その土地を払い下げたものでございます。場所は鳶の沢、道の駅からちょっと青森県側に行ったところの土地でございます。地目は原野で、面積は517平米でございます。

次に、2点目のご質問でございます。建物火災共済金9万1,000円ですけれども、これは13分団、消防番屋でございますけれども、これに消防自動車をぶつけたということでシャッターの修理代、これが共済金から保険代として入ったものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） さっきの一般廃棄物委託業務の話に立ち戻りますが、前佐々木副町長にこの件について個人的に話をしたことがあるんですが、やはり今回入札に参加した業者さん、適正価格を入れて落札できなかった、かけ離れた金額で落札できなかった業者さんの話ですと、やはりこの落札率15%、30%、こういう金額では到底間に合わないから、うちの会社は間に合う金額を入れて落ちなければそれで仕方ないという話を聞いてます。こういう内容的なことを前佐々木副町長には話をして、入札の中身を考える必要があるのではという話をしましたが、いなくなってしまう。あとは松岡議員がおっしゃったようにね、複数年契約も含めてやはり考慮する必要があるのではないかと思います。

それから他町村の委託業者は、資源ごみに関してその売上金の一部を町に還元している業者もあると聞きます。この話も前副町長に話ししてます。当町での資源ごみの取り扱いはどうなっているのか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（須藤正人君） 5番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 前副町長との話の件についてはちょっとそれらを含めて先ほど考え方について、今後の考え方について町長がおっしゃったと思いますので、私の方で何というんですか、今の門脇議員さんの質問に答えるというのはちょっとできません。先ほどの町長の感じで受け取ってほしいなと思います。

それから資源ごみの関係です。それで資源ごみの関係について、いわゆるリサイクルやってる関係を申し上げたいと思います。

まず大きく八森地区、これは峰浜地区という2つ、収集運搬体制が違っております。これは旧町村、合併前の流れのとおりで現在も引き続いて行っております。それでまず

八森地区ですけれども、缶・瓶・ペットボトル・古紙あるわけですから、缶・瓶に関しては藤里の方に中間処理施設として運んでおります。そこで指定法人ルートっていう感じで容器包装リサイクル協会の方に何というんですか、指定する工場の方で引き取ると、そういう形態を取っています。それから八森地区の古紙、それから缶と古紙に関しては、峰浜の日沼リサイクルの方に運んでおります。それで、もう一つ峰浜地区ですけれども、缶・瓶・ペットボトル・古紙、これについては全て日沼リサイクルセンターの方に運んでおります。それで独自ルートっていうんですか、そういう中で処理、施設の方に何というんですか、処理したものを何というんですか、施設の方にやると、そういう形態を取っております。

あとですね、1点、ちょっと私の方で把握してないんですけれども、その資源ごみ等やった場合、町の方にというんですか、自治体の方に還元されてるっていうような話もちょっとあったんですけど、ちょっと今私その情報っていうんですか、ありませんので、そこいら辺、後で調べてみたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 14ページの電算業務の委託料について質問したいんですが、先日、細かい資料もらってあったんですけど、24年からシステムの更新をしなければならないということで理解して、それを前倒しして来年度新しく入れるという話だったわけですが、今年度の使用料が31万5,000円で、新しくなるとこれが126万円になるというふうな説明の資料なわけですね。利便性を追求して職員数を幾らでもまず減らすというふうなものがシステム移行の本来の目的であろうと思うわけですが、新しくするとシステム使用料が3倍も4倍もなるというふうなことがね、この今回のシステム変更に限らずいろんな市内の中でいろんなシステム導入してると思うわけですが、その辺の動向がどうなっているのかね。せっかくシステムを入れても人は減らない、システムの何だ、運用費ばかりが毎年上がっていく、そういうふうな状況になっていくのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思いますのでお願いします。

○議長（須藤正人君） 9番議員の質問に対し、答弁を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先の全協でお話ししたように古いシステムは23年度までしか使えないということで、今の古いシステムを改修してもまた24年から新しいシステムを入れなければならなくなるということで、まず経費節減のために1年前倒しして新しいシステムを入れたいとい

うことで補正予算をお願いしたわけです。

それで使用料について31万5,000円と126万円の大きな開きがありますが、この31万5,000円というのはシステムを導入した場合の3カ月分の使用料ということで31万5,000円です。これは12カ月分になると126万円になるということになります。

そしてこのシステムを導入することによって人は減らないのかというご質問ですけども、これは省力化のために入れるというよりは、いわゆる国の今国税の方からの課税データの引き渡しというものが紙ではもうもらえなくなって、どうしても電算のデータでしかもらえない。もうそういうふうな方式になったためにやむを得ずそれに合わせなきゃいけないということで、省力化を目的としたシステム変更ではないということをご理解願いたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 今の31万5,000円が3カ月分だということで理解すれば126万円の来年以降のやつについては説明わかりましたけども、この税務関係のシステム以外にもいろんなものが入ってると思うわけですけども、それがまずシステムを払っている、100%にいかないにしても十分使いこなされているのかどうか。例えばよく言われるんですが、住基ネットとかっていうふうなものは現在どうなって、利用率がどうなのかというふうなことをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず電算化によって機械導入して人が減らせるのかという問題になりますと、現状の中ではそれを入れて省力化をするという状態ではなかなかかなりきっていないのは現実でございます。それからもう一つは、今言ったように税務だけでなくあらゆるところに、福祉もそうですし機械が導入されてこういうシステム化になっていきますけども、この経費は今のようにならぬと全部ソフトを変えなきゃならないという状態、あるいは追加しなきゃならないという状態になります。そういったものに対して各自治体とも大変苦慮しているというのが実態で、これがこの後またさらに負担増に繋がっていくという要素にもなりますので、これをどうするかということで今全県の町村会で一つの方法と考えているのは、いわゆる今全国的に言われてるクラウドというシステムがありますよね。光ファイバーも今敷かれるわけで、光ファイバーの通信回線を利用するとやっぱり瞬時に今情報をやりとりできますので、町村会全体で一つのものをつくってですね、それを回線に繋いで各自治体がそれを利用すると。そうするこ

とによって、改正があった場合は代表だけ一つやれば各町村にいちいちやらなくてもいいと。しかし、それも例えば税務であるとかいろいろ税の徴収とかも含めての話でありますので、各町村での違いもございますし、それからまた導入してる年度、会社、いろいろ違いもございます。そういった調整をどう図るのかという大きな課題がありますけれども、現実、全国的に見ますとそれを導入している自治体、県もございます。近くには山形の置賜地方でそういうことをやっていますので、議会の皆さんもいつか機会あればまたそういうものを勉強すればいいと思いますけれども、それとか、あるいは先頃町村会で京都に行ってきましたけれども、京都でも、京都以外に九州の熊本とかと一緒にやってるのがありますし、それから今回10月に岐阜の方に実際やってるところ、これは担当者含めて今見に行くところなんですけれども、そういうものを調査をしながら、秋田県の町村会として導入できないのか、それから町村会自体プラス各市の段階でもまたできないのか。県はそれに協力してくれるのかといった問題など様々問題点ありますけれども、いずれにしても今申し上げたように各自治体等もこういう機械化に伴って非常に改正の都度負担がかかるという問題については、何らかの方法で解消していきましようということで今ようやく動き出しているという実態でございますので、そういうことをまずご理解していただきたいなというふうに思っています。

そういう意味で、今現在使われているもの、あるいはどの程度の利用がですね、生かされるのかというのはなかなか微妙なところもありますけれども、いずれどうしてもそれがないとシステム上困りますので、今現在にはどうしても入れなきゃならないし、お金もかけなきゃならないわけですが、後年度に向けてそういうやり方を今研究をしているということをご理解願いたいなと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 保育園の運営費国庫負担、県の負担金、それから費用ですね、歳出の方について伺いますけれども、その点についてちょっと深くなりますので、その点について、先回ゼロ歳が3人、介護、看護、営業ですか、こういう人たちがゼロ歳で入所するにあたり市内の保育園でないとこれが条件が満たされないということで、市内の方に入ることになりましたけれども、これの八峰町の保育園で何が一番その人たちのためにネックになったのか。時間外保育をどのように要望していたのか。それとも休日保育も要求していたのか。その点について保育園と利用者のお母さんたちの条件がどう違っていたのかということと、それとゼロ歳児保育っていうのはともするとやはり軽ん

じられまして、臨時臨時で賄ってきているのではないかと思うんですけれども、資格ある保育士を求めるといことも町の方でやっておられますが、ここにゼロ歳児の担当に正規の職員を1人充てるということを考えられないのか、その点についてお願いをいたします。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。加賀谷幼児保育課長。

○幼児保育課長（加賀谷敏一君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

広域入所の関係でございますけども、保護者の方から延長保育あるいは休日保育の要望がないのかということなんですけども、手元に資料持ってきておりませんけども、今年春先に保護者あてのアンケートをしました。午後からも詳しい資料出しますけども、数字的にかなり低い数字でございます。10%までは行っておりません。

2番目のゼロ歳児の関係で資格がある方をゼロ歳児に配置できないかと、こういうふうなご質問でございますけども、今現在、保育士を補充しようとしても応募者がないと、こういうふうな関係で観海と埴川については3歳と4歳を一つにして、その分、ゼロ歳の方へ回しております。いずれにしても職員を確保できないと対応できないと、そういうふうな状況でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 課長の答弁にちょっと関連しまして、アンケートに対して10%という、この10%の返却しかなかったということなんでしょうか。10%ということだけでちょっと意味がわかりませんでした。

それと当然各クラスに資格ある保育士が配置されるのは当然ですけれども、私が言ったのは正規の職員、職員がですね、ゼロ歳児保育を担当する、こういう定着がないものなのかどうかということのを伺ったんですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁をお願いします。加賀谷幼児保育課長。

○幼児保育課長（加賀谷敏一君） 延長と休日保育の10%、数字の関係でございますけども、これは全保護者、100%の回収率まで行きませんが、その中で10%まで行かなかったということでございます。全体の10%の回答ということではございません。

午後から詳しい資料出しますので。今手元にない資料で説明するよりはよろしいかと思えます。

あと、正規職員を配置できないかということなんですけども、年度当初、ゼロ歳児、年度の途中から入って増えてきます。その関係で限られた職員、正規職員と臨時職員の構成

ですので……年度途中で正規の職員と臨時職員を交代させるということは子供さんの対応の関係もありますので、新年度において検討してみたいと、こう考えます。

○議長（須藤正人君） 質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 今、保育園に関連してはいろいろ資料が出されるということで、それを待ちたいと思います。あと何点かあるんですけども、どうしますか、続けますか、切りますか。

○議長（須藤正人君） 続けてください。

○2番（見上政子さん） 続けていいですか。

住宅に関して、住宅公共事業、住宅の改修がありますよね。あれに…何ページだろう。

○議長（須藤正人君） 見上議員、簡潔に質問をお願いします。

○2番（見上政子君） 簡潔に、今ちょっと……まずはじめにわかりやすいところで27ページ、27ページ、10款教育費公民館費のところでは先ほどから何度も質問ありましたが、日沼頼夫先生の図書の数なんですけれども、3,000冊と言われましたけれども、これ今あの町で抱えてる本と比べてどのくらいの量なのか。それと、それに整理する費用とか多大な時間と経費がかかると思うんですが、その費用は見込まれてませんけれども、それとですね、日沼頼夫先生がいらっしゃる時期にそのまま段ボールに入れたままではちょっと具合が悪いのではないかと思います、この整理をどのように続けてやっていくのか、その点についてお答えをお願いします。

○議長（須藤正人君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 先ほどの日沼頼夫博士の寄贈図書約3,000冊ということなので、現在ファガスの蔵書数が約1万冊なので、あのボリュームの約3分の1を想定してまして、具体的にちょっと、例えば段ボール何箱って今お答えできませんが、業者に委託した経費でありますので、大体今のファガスの蔵書の3分の1ということでご理解願いたいと思います。

あと整理は現在も約2名の方を臨時で働いて整理していただいておりますので、その2名の方を有効に活用して整理していきたいと思っております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 追加でお話しします。

今年度はとにかく日沼博士の方から寄贈される本を運ぶだけにして、来年度から正規

に整理をして、できれば日沼頼夫文庫ということでもっていききたいなと思っております。今年度はそれだけで終わりたいと思っておりますので、これから日沼博士がお見えになったときにどうのこうのということは今考えておりません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番議員、1回で質問をお願いしたいと思います。

○2番（見上政子さん） 1回で。再質問なし。

○議長（須藤正人君） いやいや、1回ということは1回の今質問のね、一つずつでなくて。

○2番（見上政子さん） わかりました。2点について質問いたします。

24ページの住宅費1目修繕費ですけれども、説明がありました。ガス、風呂釜という修繕のようですけれども、団地に建設当時から設置されてる灯油タンク、これがかなり錆び付いて中には漏れてきているというのがありますけれども、これは個人で取り替えるようにということで建設課の担当の方から再三言われてるようですけれども、これは建設当時に設置した灯油タンクですので、これに合わせて修繕する計画はないのか。そのことについてお伺いいたします。

それとですね、26ページの教育費、埴川小学校の校務員の件なんですけれども、早期退職ということ、今年に入ってからよく聞きます。この早期退職というのは何の予告もなしに早期退職されるのかどうなのか。それによって人事がいろいろ変わってきますので、この早期退職についてどのように当局は考えておられるのか聞きたいと思っております。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 町営住宅の灯油タンクについてお答えいたします。

入居の際の要綱で、灯油タンク等については個人で準備してもらおうという形のもので説明してございます。灯油タンクにつきましては私方も巡回し、使用に耐えないもの等を見ております。

ただし、中においては自分できちんと錆びを落とし、ペンキを塗って管理している方々もおりますので、そういうところとの整合性を今後どう取るかというのが一つ課題かなとは思っておりますが、入居者のその状況によりまして灯油タンクの実態、こちらで調べておりますので必要に応じ、その入居の家賃等で収入等がわかりますので、それらにおいて町の方で対応しなければならないものは対応したいというふうな形で今現在調整

を取っているところでございます。

○議長（須藤正人君） 辻学校教育課長。

○学校教育課長（辻 正英君） 第2点目の質問に対しまして回答いたします。

埴川小学校の校務員さんにつきましては体調不良ということでの早期退職です。概要を申し上げますと、前からいろいろな病気を抱えてまして何回か手術をしております。そして、昨年から今年にかけても1回入院しまして大手術をしております。それでまず回復するということがあったわけなんですけども、また6月ごろ検査した結果、再度治療していかなければならないということがわかりましたので、このままですとちょっと迷惑がかかり過ぎるということで本人の希望によりまして9月で早期退職したいという申し入れによりまして退職となることになっておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。1時半開会します。

午後 0時18分 休 憩

.....
午後 1時26分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第8、議案第81号、平成22年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第81号、平成22年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正です。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ818万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,483万5,000円とする内容です。

それでページ5ページをお願いします。

今回の補正全般のことなんですけれども、中身としては平成21年の介護保険事業の確定ということに基づいてですね、国・県等支出金の精算、それから22年度保険料の当初賦課が終わりましたので、それに基づく補正、それから介護保険のですね、予防サービス費の部分について一部予算不足が生ずる見込みなので、その部分を補正しております。

それで5ページ、2の歳入、1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料です。補正額として467万円を減じております。現年度分の特別徴収保険料として467万円減じております。予算が1億3,679万7,000円でしたけれども賦課してみましたら1億3,212万7,000円ということで、今回、特徴部分に対しては467万円を減じております。介護全体ですね、当初賦課の状況なんですけれども、特徴、あるいは普徴、それらを合わせますと1億3,739万7,320円という当初賦課です。それで対象人数が3,029人でしたので、4万5,360円が単純なんですけれども1人当たりの保険料ということになりました。当初予算が4万6,900円を見てましたので若干下がったという内容のものです。それから4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目の介護給付費負担金です。これは21年度事業精算に伴うものです。国から、21年度の実績として2億3,598万2,000円余りでしたけれども、実際交付されたのが2億3,454万4,000円ということで、その差額123万6,000円が支払基金から追加されて交付なるものです。

次のページ6ページをお願いします。7款繰入金1項一般会計繰入金です。1目介護給付費の繰入金、補正額が107万2,000円です。これも21年度介護給付費に対する町の負担分の精算です。町の負担実績として9,824万2,000円ほどなんですけれども、21年度に入っているのが9,717万円ということで、この107万2,000円ほどが過年度分として一般会計から繰り入れするものです。4目その他一般会計繰入金875万8,000円です。これも21年度事務費の実績に基づいてその差額として875万8,000円ほど一般会計から繰り入れするという内容のものです。それから8款繰越金1項繰越金1目の繰越金です。178万9,000円なんですけれども、これは歳入歳出の財源調整のための繰越金を充当しているものです。

次、3の歳出。2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費5目の介護予防福祉用具購入費ですけれども、20万円の補正。これも当初予算の段階で前年度あるいは前々年度の実績等を見ながら予算化してあったんですけれども、現時点でもう不足が出ると、実績として10万6,000円ほど今もう既に給付していますので、今後のことを考えて20万円補正しているという内容のものです。それから6目の介護予防住宅改修費です。80万円補正させてもらってます。これも前年度あるいは前々年度の見込みなどを立てながら予算化したんですけれども、現時点で54万円ほど支出しておりますので、今後のことを考えてまた80万円、まず補正させてもらったものです。

それから8ページです。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目の償還金です。220万円。これも21年度実績に基づいて国・県、それから支払基金に返還するお金です。ちなみに国の方には61万7,000円ほど、県の方には104万9,000円ほど、支払基金には53万3,000円ほど、合わせて220万円ですね、これを返還すると、そういう内容のものです。あと6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金、補正額が498万5,000円ということで、これは21年度ですね、地域支援事業の精算に伴って一般会計の方にお金を戻すと、そういうものです。21年度、繰り入れ見込みとして1,593万6,000円ほどなんですけれども実際2,092万2,000円ほど繰り入れしていましたので、この差額の498万5,000円を一般会計の方に戻してやると、そういう内容のものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 7ページの介護予防福祉用具購入費、これは具体的にどのようなものなんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 今ちょっと詳しいのちょっと忘れちゃったけども、例えばポータブルトイレとかですね、そういうものですね。ちょっとごめんなさい、今ちょっといろいろ出てこないんであれですけれども、後で、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第82号、平成22年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長(伊勢均君) 議案第82号、平成22年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)をご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411万6,000円とするものでございます。

平成22年9月8日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 加藤和夫

5ページをお開きください。2の歳入でございます。1款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節の土地貸付収入10万6,000円でございます。これはグリーンファン
ド秋田より風力発電調査地用地貸付収入といたしまして、前年度に引き続き今年も貸付
するということで計上いたしております。面積にいたしまして3,600平米でございます。
それから1款財産収入2項財産売払収入1目物件売払収入1節の流木売払収入でござい
ます。145万8,000円。これは2件に分かれております。1つ目は、収入間伐売払収入、
これは水沢山、十三番山でございます。これは水沢ダムの向かって左側の方の橋渡って
向かい側の方の山になります。金額が74万1,000円となります。2つ目が森林基幹林道峰
浜線開設による支障木の売払収入でございます。71万7,000円。これは水沢山三番、これ
は山の向かい側、水沢川の左岸側にあたります。三番山の支障木でございます。

次、6ページでございます。2款繰越金1項繰越金1目繰越金7万7,000円の減額でござ
います。これは財源調整のための金額でございます。

それから次の7ページでございます。3の歳出でございます。1款財産管理会費1項総務管理費2目財産管理費148万7,000円の補正でございます。これは今ご説明いたしました歳入の95%を各関係団体の方に交付するための交付金でございます。合わせて148万7,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 5ページの歳入の財産貸付収入のところでお尋ねをいたします。
風力発電ということで、これについて貸し付けるということですが、今、風力発電については海岸沿いに建てるとう漁業の方に影響があるとか、家畜の方にやると家畜の方とか、民家の方だと低周音というのかしら、そういうのでいろいろ今かなり問題になっている点があるんですけれども、これを貸し付けるということで、一旦貸してしまうとこれを撤去してもらってということが大変になってくると思うんですが、その辺の兼ね合いについて何かご存じでしたらお願いします。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） ただいまの見上議員のご質問のとおり、風力発電に対する低周波に対する健康被害とかいろいろわさされておりますけれども、今回のこの貸付地は調査のために風力発電を建てるための土地ではありません。これも前から、もう何年も前から継続的に土地を貸し付けておりまして、調査をするための貸付でございます。まだ本決まりでなく、どこに風車を建てるのかそういう具体的な話はまだ全然伺っておりません。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第83号、平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長(武田 武君) 議案第83号、平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,701万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,776万7,000円とするものでございます。

第2条 地方債の補正は「第2表 地方債補正」によります。

6ページをお開き願います。2、歳入、5款1項1目繰越金でございます。今回の補正にあたりまして前年度繰越金21万9,000円を充当してございます。補正後の留保額は1,642万3,000円となります。7款1項1目1節町債でございますが、今回の工事並びに実施時期に関し、町債、簡易水道事業債1,840万円、同じく過疎対策事業債1,840万円、計3,680万円を充当してございます。

次に、7ページ、3、歳出、1款1項1目一般管理費でございますが、9の旅費、普通旅費1万7,000円、需用費、消耗品3万円でございますが、補助事務関係にかかります旅費並びに事務用品でございます。1款1項1目八森地区施設改良費でございます。13の委託料1,541万4,000円。実施設計業務の委託料ですが、真瀬川からの取水関係の実設計の費用でございます。15工事請負費2,555万8,000円ですが、八森地区の古屋敷地区になりますけれども、これの石綿管更新工事の費用でございます。

説明については以上です。よろしく願いいたします。

○議長(須藤正人君) これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第84号、平成22年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長(武田 武君) 議案第84号、平成22年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,478万2,000円とするものでございます。

内容については5ページをお開き願います。2、歳入、4款1項1目繰越金でございますが、今回の補正の財源として前年度繰越金375万円を充当してございます。補正後の留保額につきましては626万7,000円となっております。

次の6ページをお開き願います。3、歳出でございます。1款2項1目八森処理区施設管理費でございます。12役務費、手数料でございますが、真瀬川の右岸にあたりますマンホールポンプ、これが量が計画どおりに行っていないということで今回整備点検の手数料145万円を計上してございます。2目沢目処理区施設管理費でございます。230万円の需用費の追加でございますが、当初180万円の修繕料を見てございましたが下カッチキ台のマンホールポンプの故障、これで170万円ほどかかっておりまして残額がないことからの補正、同じく沢目浄化センターの建物の修繕関係、これを早期に実施したいという形のもので230万円計上してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(須藤正人君) これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第85号、平成22年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。藤井町営診療所事務長。

○町営診療所事務長（藤井登志子さん） 議案第85号、平成22年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）について、説明をいたします。

歳入歳出予算の補正について。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,797万4,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。2、歳入、4款繰越金1項繰越金1目繰越金85万5,000円、これは前年度の繰越金でございます。今回の補正による財源になるものでございます。

次に、6ページをご覧ください。3、歳出、1款総務費1項施設管理費1目一般管理費85万5,000円の補正でございます。内訳として、7節賃金、これは看護師の日額9,800円から1万1,000円の引き上げによる1,200円の差額分の補正でございます。次に、12節役務費6万3,000円、これは灯油ストーブの分解掃除の手数料5台分でございます。次に、18節備品購入費37万6,000円、これは電話機の補正でございます。1台を増やして、1回線増やすことになるものでございます。現在1回線で電話とファックスを繋いでおります。たまに電話中で繋がらなかったということも言われました。今年に入って子宮頸がんなどの予防接種の予約が全部電話で行っております。

また、先生が患者さんや他の医療機関との連絡で長電話になることもあります。私たちが電話をしているときでもやはり使えない状態も多々あげましたので、今回電話機を購入するという形であげました。

よろしく願いいたします。以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。
3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 昨年から看護師さんを、臨時の看護師さんを募集しておったんですが、なかなか募集に応じる方がいないということで、昨年9,800円から臨時の賃金を1万1,000円に引き上げることにいたしました。それで今回この41万6,000円というのは臨時の看護師さんが見つかったということなのか。それでこれを補正に計上したのかどうかということが1点と。本来であれば、これを補正でなくて昨年から募集かけてるわけですから当然募集かけて1万1,000円ということを決めておったわけですので、本来であれば補正じゃなくて当初予算でその分を見るべきじゃなかったかなという感じがするわけですがけれども、その点についてご説明をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し、答弁を求めます。藤井町営診療所事務長。

○町営診療所事務長（藤井登志子さん） ただいまの質問についてお答えします。

今現在、臨時の看護師さんが2人おります。先ほどおっしゃいましたように9,800円から1万1,000円にということで4月から値上げをしております。既に当初予算は12月に組み込まれておりましたので、この差額については不足の状態であります。それで今2人いるうち1人については昨年度から来ている方です。1人の方は4月から来ております。この予算については1.5人分ということで、次の更新から1万1,000円になるということですので、2人分ではなくて1.5人分を見ております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 同じく看護師の賃金のことについてお尋ねをいたします。

この補正予算額というのは1時間当たりの時間労働のみの計算になってるんでしょうか。長期臨時扱い、役場の職員はそういう扱いになってると思うんですが、この労働条件を含めてお知らせ願います。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。藤井町営診療所事務長。

○町営診療所事務長（藤井登志子さん） 今の質問に対してお答えします。

日額9,800円でございます。それが1万1,000円にアップしたということでございます。

そのほかにパートとして1人おりますが、賃金から、ここには看護師ということであってありますので、今回の補正は看護師の分ということなんです。

役場の臨時職員と同じです。5カ月で2週間休みがあります。待遇は同じです。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第9号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長（嶋津宣美君） それでは発議第10号について説明いたします。

発議第10号

平成22年9月8日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	佐藤克實
賛成者	同上	門脇直樹
〃	〃	皆川鉄也
〃	〃	山本優人
〃	〃	芦崎達美

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、平成21年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審査するためでございます。

設置については同じですので省略いたします。

○議長（須藤正人君） ただいま朗読のとおり決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置される

ことに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。

当席から指名いたします。1番松岡清悦君、2番見上政子さん、3番柴田正高君、4番丸山あつ子さん、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君、7番皆川鉄也君、8番福司憲友君、9番山本優人君、10番佐藤克實君、11番阿部栄悦君、12番鈴木一彦君、13番芦崎達美君、以上13名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 1時59分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第14、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員長には4番丸山あつ子さん、副委員長には9番山本優人君が互選されました。

日程第15、議案第86号、平成21年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第87号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第88号、平成21年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第89号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第90号、平成21年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第91号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第92号、平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第93号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第94号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第95

号、平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第96号、平成21年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。御苦労さまでございます。

午後 2時02分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤 正人

同 署名議員 13番 芦崎 達美

同 署名議員 1番 松岡 清悦

同 署名議員 2番 見上 政子

平成22年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成22年9月9日（木曜日）

議事日程第2号

平成22年9月9日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（14人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
7番 皆川鉄也	8番 福司憲友	9番 山本優人
10番 佐藤克實	11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦
13番 芦崎達美	14番 須藤正人	

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	教育長	千葉良一
総務課長	田村正	会計課長	岡田辰雄
企画財政課長	米森昭一	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	伊勢均	税務課長	小林孝一
学校教育課長	辻正英	生涯学習課長	齊藤英市郎
産業振興課長	須藤徳雄	農業振興課長	松森尚文
建設課長	武田武	幼児保育課長	加賀谷敏一
農業委員会事務局長	小林慶範	学校給食センター所長	木村学

議会事務局職員出席者

議会事務局長	嶋津宣美	書記	船山厚子
--------	------	----	------

午前10時00分開議

○議長（須藤正人君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会議に入る前に、昨日の本会議で議決しました議案第81号、平成22年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の中で数字の誤りがありましたので、訂正したい旨申し出がありましたので、これを許可します。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 皆さんおはようございます。

昨日議決していただきました議案第81号、平成22年度八峰町介護保険事業特別会計補正予算ですけれども、提出議案書の1枚目と申しますか、かがみに記載された補正額と、それから第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表に記載されている補正額が818万5,000円ということで、ちょっと違いがありました。正しくは818万5,000円が補正額です。補正後の金額は変更ありません。このためですね、大変申し訳ありませんけれども、そこの部分を訂正方お願いしたく、よろしく願いします。大変申し訳ありませんでした。

○議長（須藤正人君） 後日、会議録を訂正させますので、ご了解をいただきたいと思えます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、3番柴田正高君、4番丸山あつ子さん、5番門脇直樹君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） おはようございます。通告に従いまして、町長にお伺いいたします。

はじめに町民憲章の制定についてであります。

この件に関しましては、新庁舎のオープン時に町民に披露できるように準備を始めるようにと、20年の12月定例議会で質問させていただきました。そのときは「町政施行5周年などで対応したい」と、こう答弁いたしております。少しあいまいな答弁だなという感じを受けましたが、私は5周年記念式典で発表したいということだと理解をいたし

ました。

この憲章ということ辞書で調べてみますと「国家などが理想として定めた一番大切な原則」と、こう書いております。いわば町民憲章は、我が町の憲法の前文に当たるようなものだ、こう思います。ちなみに憲法の前文には理想と目的が掲げられており、その前文の最後の方には「日本国民は、国家の名誉をかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と、こう書いております。

制定には時間をかけて取り組むべきものだ、私は思います。合併して既に4年半となります。5周年記念式典で町民に披露するとすれば、今から準備に取りかかっても決して早いということではないと思います。町長はこの点いかようにお考えなのかお尋ねいたします。

また、作成方法についてはいろいろな方法があると思います。公募による、有識者をお願いする、職員で行う、町民の代表で検討委員会のようなものを設けてその場で検討する等々ございますが、町長は作成方法についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、峰浜庁舎の出火原因等についてお尋ねいたします。

あの悪夢の火災から間もなく4年になろうとしております。しかしながら、未だに火災原因や損害額は町民に報告されておられません。

そこで改めてお尋ねいたしますが、所轄署から町に対して火災原因や損害額の報告はあったのかお尋ねいたします。もしまだだとすれば、なぜこうも長引いておるのか。

また、町の方から所轄署に問い合わせなどを行ったのかお尋ねいたします。

火災により多額の損失と宿直員の方が焼死するという大惨事にもかかわらず、当時の火気責任者や助役、または管理者である町長が減俸などの処分がなぜなされなかったのかお尋ねいたします。

また、火災後、新庁舎を含め町有施設の防火体制の見直しは行われたのか。今現在の防火体制はどのようになっておるのかお尋ねいたします。

よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

それでは、柴田正高議員のご質問にお答えをいたします。

まず町民憲章制定についてであります。確かに20年の12月定例会において、合併に伴う事務事業の未調整項目についてという項目の中で町民憲章制定についてご質問されており、その際、「町民憲章については、いま少し新町の町民意識の高揚や時間の積み重ねをした上に立って、町の記念事業に合わせて実施するのが通例であり、例えば町政施行5周年記念などで対応したいと思っております」と答えました。

そこで今年度、有識者などによる検討委員会で検討していただき、その提言を受けて制定したいと考えており、検討委員会の費用を当初予算に計上したところであります。人事異動などで準備が遅れておりますが、早急に委員会を立ち上げて検討したいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、峰浜庁舎火災についてお答えいたします。

平成18年10月3日未明に峰浜庁舎が全焼してから間もなく4年になります。隣家にも類焼が及び、また、宿直の森田さんが亡くなるなど大変残念な出来事でありました。改めて森田さんのご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

火災原因については能代警察署に再度確認いたしました。余りにも損傷が激しいため、依然として特定されないまま捜査を継続中のこととあります。火災原因が特定されていないことは行政報告でも報告し、また、一般質問でもお答えしておりますし、町民にもいろんな場でお話してきたつもりであります。申し上げたとおり現在も捜査中ということとありますので発表するに至っておりません。いずれにしましても特定された場合はすぐに発表いたします。

また、損害額についてですが、焼失した庁舎内には大小様々な備品から消耗品、書類など、それこそ数え切れないと言えるほどあったことから、これらの正確な損害額を算出するのは非常に困難ではありましたが、町独自に調査した結果については平成18年10月30日の議会全員協議会及び引き続き開催いたしました臨時議会において4億6,500万円と報告し、新聞でも報道されておりますので、ご了解願いたいと思います。

また、火災についてどなたも責任を取られないのはなぜかというご質問でございますが、今申し上げてきましたとおり火災原因については未だに特定されておりませんし、森田さんがなぜあのような状況で亡くなったか、まだ特定できるものはありません。

ただ、町長として責任の重大性は深く認識しております。二度とこのようなことのないよう、町民と共に失った尊い財産の回復や安全・安心のまちづくりに全力を挙げるのが私に課せられた責務であり、また、新たな角度で町の立て直しを図りながら職員共々、

町民のサービスに添えていくことに全力を挙げるのが責任だろうと思っております。

また、峰浜庁舎焼失は新町にとって大きな痛手ではありましたが、町民の皆様はじめ議員の皆様や県内外の多くの皆様のご支援をいただきながらこの難局を乗り切り、悲願であった新庁舎を完成することができ、昨年9月24日からサービス開始した事実をお互いに確認し合いたいと思うのであります。

次に、町有施設の防火体制についてであります。庁舎火災を体験して改めて町有施設の防火設備点検や防火体制、職員の防火意識の高揚について指示したところであります。新庁舎についても耐火室を設け重要な書類を保管していることや、峰栄館にサーバーを置き、電算のバックアップをしていること、戸籍の電算化をしたこと、防災無線については可搬式の放送設備を備えるなど、不測の事態にも備えているところであります。平日の夜や土日、祝日は宿直員を配置しており、異常があった場合は宿直室で異常箇所を確認できることになっておりますが、状況次第では人命が第一であることから、専用の携帯電話を準備しておりますので避難してから通報するよう指示しております。そのほかの町有施設については、消防法などの基準に則り設備の設置、点検をしているもので、毎年、八峰消防署からの点検も実施されておりますし、夜間については通常使用しているような建物については警備会社と契約し点検することになっており、異常があれば警備会社に通報されることになっております。

いずれにいたしましても、二度と同じようなことが起こらないよう日常から職員の防火意識を喚起しておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 3番議員、1問目の町民憲章制定について再質問ありませんか。

3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今、町長から早急に有識者による検討委員会を立ち上げて検討したいというご答弁をいただきました。先ほども申しましたように、この町民憲章にはある程度の時間をかけてじっくり検討すべきだと、こう申しましたけども、まさにそうだと思います。まだ半年ぐらいありますので今からやれば十分、何回この検討委員会を開催するのにもよりますけども十二分に間に合うんではないかなと、このように考えております。

そこで、この委員会のメンバーはおよそピックアップなったのか。何人ぐらいの人数を予定しているのかお伺いいたします。

○議長（須藤正人君） 3番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田議員の質問にお答えいたします。

今現在、メンバーはまだ決まっておりません。ただ、予算上の人数からいうと8人ということで弾き出しておりますので、大体それになると思います。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） この委員は有識者ということですので、そうすれば議会の方からは誰も入らないということになるのでしょうか。民間の方々だけ8名ぐらいということになるのでしょうか。その点をお答えください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） それも含めて今全く委員会の構成については白紙の状態でございますので、そういう声が議会からもあれば議員からも入れてもやぶさかではないと思います。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 先ほどもう既に予算措置もされており、それこそまず早急に取りかかりたいと、こういう答弁でございました。それなのにこれから委員の数も、それからその委員に議員が加わるのかも含めてこれから検討するというのであれば、何かさっきの答弁で少し矛盾するような感じも受けましたけれども、その点どうなっているのか、今一度お答えください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

ようやく総務課長も決まりましたし、それから17日、同意が得られれば副町長人事も決まりますので、その体制が決まった段階で早急にやりたいと思いますので、今までの遅れを取り戻すように頑張ります。

○議長（須藤正人君） 再質問ありませんか。

○3番（柴田正高君） ありません。

○議長（須藤正人君） 2問目の峰浜庁舎火災について再質問ありませんか。柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 未だに原因を調査中ということでございました。それで、ですから未だにまだ処分もできないと、こういうご答弁でありました。この長引けば長引くほど当時の職員たちがどんどん退職していったりするわけですので、処分したいと思っても既にそのときその処分対象になる職員がおらなかったり、異動したり等で困難になる

のではないかなど、こういう気がいたします。その点についていかがお考えでしょうか。

それと、町長は当然4年で審判を受けるわけですので、そうすれば既にもう当時の助役さん、副町長であります。職を退いているわけですので、結局は処分の対象にならないと、こういうことになっていきますので、その点についていかように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 3番議員の2問目の質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） この原因調査については警察の捜査ではございますので、私等の方から口出しするわけにはまいりません。いずれ調査中というより発表されておりましたので、私等としては何とも手の打ちようがないと思います。

それから議員の話の中で職員がどんどん退職されていくとか、特別職も替わっていくとかの話がありましたけれども、その中で職員がですね、これにかかわっているかどうかという問題もこれはわからないわけで、そういうものをですね、頭の中に入れていくのはどうかと思います。

それから現実この出来事は確かにありましたけれども、町としてはそれを踏まえながら最大限その後の対応をどうするのかということですね、職員も、そしてまた議員の皆さんからもいろんな力を借りながら今日まで来たわけでございますので、よりこの体制を強めながら町民にそれを乗り越えて安心できるようなまちづくりをしていくことが一番大事ではないかなと考えております。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 類似団体について、もし出火原因が不明であった場合、処分が行われるのかどうかということでお伺いいたしました。町長はかつて郵便局におられましたので、某郵便局の局長さんに出火原因がわからないままであなた方は処分が行われなんでしょうかということをお聞きしましたけれども、それぞれの団体の事情もあるんでしょうけれども、いずれ何かの処分はあるでしょうというようなお話でありました。原因がわからないということであれば、もうずっと永久にという言葉が適切かどうかわかりませんが、処分が行われないうことであれば、何かこう先ほど申しましたように4億以上の町民財産を失ったほかに1名の尊い命が失われているわけですので、それでも誰も何らかの責任、処罰もされないということであれば、何かこう一町民としても少し腑に落ちないような感じがいたします。その点について今一度お尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

今言ったような考え方もあると思いますけども、ただ原因がはっきりしない中で、これは処分というのは人の身分にかかわることですからそんなに簡単にできることではございません。いずれ確定されて、どうしても責任を問わなきゃならないという事態になれば、それは当然責任を問うことになりますけれども、今現在の中では原因が不明であり、なおかつ捜査が継続中ということでもありますので、その結論を待つより方法はないと思っています。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 責任問題についてはお互いすれ違いがありそうなのでこの辺にしておきますが、防火体制について再質問いたします。

火災後、防火体制につきましては職員に再度強く申しつけているというようなお話がありました。例えばですね、この庁舎、スプリンクラーはないわけです。防火壁はありますけども。もし万が一火災といった場合、防火壁を誰が閉めるのか。おそらく自動じゃないと思うんですよね。手動で誰か操作しなきゃならないんじゃないかなと思うわけですけども、そういうちゃんと責任者みたいなものは決められておるのか。

それから、ほかの普段人のいない町有施設であれば警備保障などに委託してあるというお話でございましたけども、例えばですね、旧エースソーイングの跡、あそこには各課の書類がかなり入って、それこそ書庫みたいな感じになっております。それこそ万が一火災があれば、当然ある一定期間保管しなければならない書類だろうと思います。そういう場合ですね、中から、外から、外部から侵入しなくても何らかの要因で、電気系統だとかそういうので火災が発生しないとも限らないわけですので、その無人の施設のそういう管理体制、防火体制というのはちゃんとできてるのか。先ほど町長の答弁では万全だというような、万全ということはないでしょうけども、その旨に近いようなニュアンスの答弁でありましたので、その点について再度お尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

いずれスプリンクラーの話は、基準上は、設備そのものは全部基準に沿ってですね、やっていますので、不備な点は、要するに法的には問題ない造りになっております。だからスプリンクラーがないわけですけども。

それから防火壁はそれなりにありますけども、それは職員の総務課を中心にしながら、あった場合にということでの周知はされております。

それから施設いろいろありますから、現在使用されているものを主に中心に警備保障とかやっていますけども、エースソーイングの関係についてはちょっと私、契約上のことを今確認しておりませんが、いずれ遊休の施設であっても重要な、今おっしゃったような書類があるところなどについてはそれなりのやっぱり体制をするようにきちっとやらなきゃいけないなというふうに思っています。

ちょっと待ってください。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。

午前10時26分 休 憩

.....
午前10時27分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今おっしゃったエースソーイングについては、常時人が出入りしたり使用できる状態でないものですから電気とかも止めているということなので、今指摘されたように物品としてはまた大事なものが保管されていますので、そのあり方についてはこの後対応するように指示をしていきたいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 例えばですよ、この庁舎、オープンしてもう1年以上なるわけですけども、職員による防火訓練とかそういうのがまだ1回も行われたことないんです。それこそいざというとき、果たしてマニュアルどおりの体制が取れるものかどうか。それこそ一に訓練、二に訓練だと思いませんか。一遍も防火訓練も何も行われないうまま、さて有事の際、適切な措置が取れるのかどうか甚だ私は疑問に思うわけです。

それから町の今回のエースソーイングの跡が一つのいい例なんですけども、そのほかにも旧峰浜の競り場の後にある建物、あそこの中にも物置きとしてかなりのものが入っています。それから老人憩いの家ですか、あそこにもかなり入っています。あの競り場のところは警備保障との契約もないようです。そういう状態で果たして防火体制がちゃんとしっかりなっているかということが言えるのかどうか私は甚だ疑問に思っておりますけども、

その点について再度町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今ご指摘されたような箇所を含めて、もう一度、さっきのエースソーイングもありますので全般的に見直しをして、必要な部分については補強を図りたいというふうに思っています。

それから職員の防災訓練については随時やることになってるんですけども、これまで実施されてこなかったというのは事実でございますので、この後、企画をしたいというふうに思います。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） ここにね、それこそ火災が起きたときの新聞があるわけですけども、この中にこういうことは二度とあってはならないと、こう書いているわけです。それこそ二度とあってはならないんですね。ですから、そのためにもしっかりした防火体制をやっぱり町として確立する必要があるんだろうと斯様に思います。庁舎だけではなくてです。それこそ町の施設、町民の財産なんですから、貴重な。ですからしっかり防火体制、また管理体制を行っていただくよう望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（須藤正人君） これで3番議員の一般質問を終了しました。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） おはようございます。5番、通告に従いまして一般質問を2点したいと思います。

町内の様々な業種の方が経営を維持していくために苦勞している中で、1点目は漁業者に対する支援について質問いたします。

今年の3月から6月までの漁業者の実情を見ますと、魚価の低迷、漁獲量の落ち込みのダブルパンチの状況です。底曳船に関しては水揚量が1艘当たり前年比200万から1,000万の減収となり、現在、漁業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。そのため、底曳船は全船が漁獲共済を利用しています。

秋田県においても漁業就業者の減少、高齢化が著しい現状を踏まえ、漁業者の確保及び定着を図るため、漁業での自立を希望する者に対し、Aターン漁業育成事業や技術指導を行うなどの政策も行っております。

また、当町においても緊急雇用対策事業で新規雇用に対する補助金制度があり、それ

を活用している漁業者もおります。

しかし、この厳しい現状を打破しない限り、漁業者の雇用も育成もおろか、事業そのものである漁業を維持できない状況になりかねません。町では漁獲共済の掛け金の20%を補助しておりますが、今年度は全船が利用したため掛け金の価格上昇も予想されます。1%アップするごとに9万円ずつの上積せになるようです。これに対し、町としては何か支援できないものでしょうか。

漁業は豊かな自然をPRしている町の基幹産業でもあり、農業、観光などと同等に当町にとって大切な産業です。経済不況が魚価に影響しているのかわかりませんが、今の厳しい状況を踏まえてこの難局を乗り切りために期限付きでも町としての施策を講ずることができないか、町長にお伺いしたいと思います。

2点目、2点目は高齢者の足の確保について質問いたします。

近年、高齢者が加害者、被害者となる交通事故が多発していることは、ここにおられる方のほとんどがその痛ましさに胸を痛めていることと思います。自宅の塀にこする程度の事故ではなく、痛ましい人身事故が全国的にも多発しております。高齢者に対し、免許証の自主返納制度もあり、その場合、タクシー運賃の割引など優遇措置も用意されているのは事実です。

しかし、一方では、免許、車がなければ生活できなくなるという悲痛な声もあるので。地域によっては自家用車が唯一の移動手段というところも少なくありません。これまでも何度も質問してきたとおり、これは公共交通機関の充実を含め、地域全体で取り組むべき問題だと思っております。それでも免許や車を持っている方はまだいい方です。車がない、車はあるけど若い人は日中仕事に出ていて用事を足したい時間にはいない、体が不自由で交通機関の乗車口へ移動できないなど、多くの方が不安を抱えています。

そして、その数は着実に増え続けるのです。私たちも数年後、十数年後、必ずそういう不安を抱く日が来ると思います。それでも町としては何もしないのか。

1日3、4本のバスがあるから、電車があるから、タクシーがあるから、役場職員が対応しているから、そうやってあとどれくらいの時間を何もしないで過ごすのか。

「移動の権利」という言葉があります。健康で文化的な最低限度の生活を営むのに必要な移動を、全ての国民に保障することです。いわば交通憲法とでも言いましょうか。政府が来年の通常国会への提出を目指す交通基本法案の根幹に位置づけられています。人口減少、高齢化、都市が郊外に拡大していくスプロール化現象などを背景に、地域公

公共交通が全国的に岐路に立たされています。基本法案の理念は、車を運転できない高齢者や体の不自由な人たちの交通格差のない社会を目指すねらいがあります。高齢化率、人口減少率の高い町の持続可能な社会を維持していくために、移動の権利をどうするか、どう確保するかはとても重要な問題ではないでしょうか。地域交通の衰退はコミュニティの崩壊も招きます。人口減少率や高齢化率が全国屈指の高さの本県が持続可能な社会を維持していくためには、移動の権利をどう確保するかが重要であります。法整備に合わせて自治体や地域住民、交通業者が一体となり、地域にふさわしい交通政策は何かを早急に考える必要があると思います。町長は全国に広がる痛ましい事故がこの地域にいつ起きても不思議ではない状況にあることを理解しておりますか。起きてからは遅いのです。町長の考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 門脇直樹議員のご質問にお答えいたします。

はじめに漁業者に対する支援についてであります。本町は県北最大の漁業基地として八森、岩館漁港を有し、古くから漁業の町として栄えてきました。

しかし、水産資源が年々減少し、魚価の低迷もあって漁業者の経営は非常に厳しい状況にあることは門脇議員のご指摘のとおりであります。町では、これまで水産業の振興策として波型魚礁の設置による漁場づくり、八森、岩館漁港の整備などの基盤整備を促進すると共に、ヒラメ、アワビなどの種苗放流事業や漁業共済加入補助金による漁業者の経営安定支援など、ハード・ソフト両面にわたる事業を実施してまいりました。

また、担い手確保対策としては、6月議会定例会で山本優人議員の一般質問にお答えしたとおり、漁業技術取得支援事業やAターン漁業者支援事業の活用の促進に努めると共に、八峰町雇用創出活動支援事業の支援拡大を検討しているところであります。

こうした中、農林水産省では来年度から漁業に導入する所得補償制度の基本的な枠組みを固め、収入安定化対策では資源管理に取り組み、現行の漁業共済に加入する漁業者を対象に共済の掛け金に対する国庫補助率を拡充する、コスト対策では大きなウエイトを占める燃油とえさ代の高騰時のセーフティネットを継続するとし、新年度予算の増額を要求するとの報道もありますので、漁業者向けの所得補償対策につきましては国・県の動向を見極めながら町としての施策を検討してまいりたいと考えております。

本町において漁業は農業や観光と並び大切な基幹産業であることは門協議員と同様の認識でありますので、漁業の振興については総合振興計画や過疎地域自立促進計画の基本に継続的、重点的に生産基盤の整備に努めると共に、種苗放流事業の強化や養殖事業の調査研究など資源管理型漁業の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、住民の足をどう確保するのかとのご質問にお答えをいたします。

今回は移動の権利をどう確保するのかという新しい視点からのご質問をいただきました。移動の権利は、移動の保障とも解されるようです。その理念については門協議員の説明にあるように、通勤、通学、通院、健康の維持など日常不可欠な最低レベルの移動を保障するというもののようです。欧米では法制化している国もあるようですが、日本ではこれまで移動保障の理念を基本とした交通政策の検討がされてこなかったと聞き及んでおります。最低レベルの保障をどのように、どの範囲にするかといった難しい論点がありますが、住民の足、移動の権利を確保するため、各地でバス路線の廃止・撤退が進む中であっても秋田県や秋北バスなどと協力連携してバス路線の存続に努めているところですので、ご理解を願いたいと思います。

また、住民の足の確保は過疎自治体共通の悩みでもありますが、先日行われた共同政策会議の席上、ある自治体が「行政がデマンドタクシーを運行しているが、非常にお金がかかるが利用者はほとんどいないのでデマンドタクシーはやめるつもりだ」と発言していました。ここでは同時に地域住民が運営主体となって行う過疎地有償運送を行っているとのことでありました。こちらの方はそれなりの実績を上げているとのことで、今後は地域住民が運営する過疎地有償運送に重点を置きたいとのことでありました。各地で行われているデマンド型交通の全てがこのような状況だとは思いませんが、大変参考になる発言だと感じてきたところです。

当町では、住民の足の確保について現在ある公共交通機関の存続を図り、運行維持することを基本としておりますが、バス事業者の取り組みや行政の対策に加えて地域住民の関わりも必要と考えております。

これまでの門協議員のご質問に対しては、町営の新たな交通システム実施が可能かという観点で捉え、お答えをしてまいりました。県内各市町村でも知恵を絞り、地域の足の確保に取り組んでおりますが、成果を上げる決定打はなかなかないようであります。その中で市町村営の交通システムに替わるものとして過疎地有償運送に関心が高まってきています。過疎地有償運送は、道路運送法において過疎地域での実施を認められてい

るもので、タクシーなどの事業者が移動をカバーしきれない交通空白地域において高齢者等の移動の足を確保することを目的に社会福祉協議会、商工会、農協といった団体や地域住民で構成するNPOなどが運営するもので、自家用車を利用して有償運送する制度です。運営にあたっては、利用者の範囲を高齢者などに限定したり、バスやタクシーとの競合との調整が必要になります。

また、料金についてはタクシーよりは安いもののバス料金よりは高くなりますが、当町の実態にかなった方法ではないかと考えています。現在、県内でこの制度を活用している団体はまだ2つだけですが、当町でも過疎地有償運送の実施に向けた取り組みを進めてまいります。

ただし、この制度では町が運営主体となることができませんので、関わりを持っていただく団体や地域の意思決定が重要になります。今後、運営主体として考えられる社会福祉協議会などとの協議や地域の説明、働きかけを行いながら、その意向を確認した上で先進地視察の実施や運営組織の立ち上げ、運営方法などについて協力支援をしていきたいと考えております。

以上であります。

- 議長（須藤正人君） 5番議員、1問目の漁業者に対する支援策についての再質問ありませんか。5番門脇直樹君。
- 5番（門脇直樹君） 9月から底曳が出漁しております。その出漁しても、漁の状態は価格も含めて決していい状況ではありません。休漁期間に入る前の5月、6月は、漁に出ても間に合わない、赤字になるから出漁を見合わせたという日も何日かあります。その中で町長は6月の定例会において、答弁の中にもありましたが、山本議員の質問に対して「八峰町雇用創出支援事業の支援拡大、町独自の支援策の早期検討をする」と答弁しております。確かに雇用創出への支援はもちろん大切な事業ではありますが、今現在雇用されている人や企業、それを守らなければ、その企業が倒れてしまったら雇用創出もあり得ません。そうすると支援事業も本末転倒ではないでしょうか。今あるこの漁業の経営を維持していくために何らかのやはり支援策が求められるものと思います。質問の中にもありましたが、今、八峰町では漁獲共済への掛け金を20%支援しております。男鹿南部北浦地区は確か昨年までは15%でしたが、今、全県的に20%の補助にするよう行政側と打ち合わせしているそうであります。その中で掛け金の上がる分だけでも町として何とか支援できないものか、もう一度答弁お願いします。

○議長（須藤正人君） 5番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

いろいろな支援策なりありますけども、ただ今、漁業が置かれている状況からすると不漁だと。したがって漁獲を今直ちに増やすという状況にもなかなかいききれない様相があります。そういう面では絶対的ではないけども、やっぱり雇用に関する施策も一つの手立てには違いないと思います。今、直接的な支援として共済制度の支援率を上げよという、最初の質問にはちょっとなかったんですけども、そういう話ですけども、これはまず今後の検討課題にはなると思います。ただ全県的な状況は、おっしゃったようにうちの方では20%、自治体によっては少ないところもありましたけども、ほぼ今は20%が各自治体の支援率でないかなと思ってます。ただ今こういう状況の中で、2、3日前に米の売り渡し価格も9,000円という、前渡し発表になりました。漁業者だけでなくて農業者もかなり厳しい状況にあります。そういう面では、やっぱり一つの支援というのは漁業あるいは農業含めてですね、全般的にやっぱり見渡ししながら、それなりのバランスの取れたものもまた必要だろうと思います。そういう意味では、今おっしゃったようなことも頭の中に入れながら、なおかつ緊急性もあると思いますけども、国の方でも今所得補償に対して漁業版を考えながらそういった制度を支援すると言っていますので、そういう動向も見極めながら、なおかつプラス行政の方で必要であればですね、そういったものも踏まえながら考えていきたいというふうに思っています。

○議長（須藤正人君） 5番議員、再質問ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 町長、補助率を上げろと言ったのではなくて、共済のね、それは今のままでいいんですけども、掛け金が多分上がると思うんですよ。皆さん、共済を利用したので。その上げた分だけでもカバーしてほしい、限定的でいいんですよ。

○町長（加藤和夫君） 結局、同じことでしょう。

○5番（門脇直樹君） ずっと恒久的に補助率を例えば25%にしろとか、そういつているのではなくね。そういうわけです。答弁はいりません。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

さっき言ったとおり今のそういう実態なども聞きながら、町として取り得るのか、この後ですね、そういうものをもう少し検討しながら見極めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 議長（須藤正人君） 5番議員、再質問ありませんか。
- 5番（門脇直樹君） ありません。
- 議長（須藤正人君） 2問目の住民の足の確保についての再質問ありませんか。5番門脇直樹君。
- 5番（門脇直樹君） 町長は先の敬老式の式典の式辞の中で、高齢者に対する安心・安全に暮らしていけるまちづくりをしたいと挨拶の中で話していました。

しかし、八峰町の高齢化率、人口減少に歯止めをかけるのは難しい現状の中で、将来を見越した、何年か先を見据えた施策を講じるのが行政のあるべき姿だと思います。今日この一般質問終了後に説明があります過疎自立支援計画、あれを読み渡しても、この高齢者に対する足の確保、こういう話は一つも盛り込まれていません。青森県の鱒ヶ沢町では、集落、町、バス会社の三者による協議会をつくり、住民参加方式でバス路線を支えています。三種町では、上岩川、鯉川地区で路線バスを廃止して巡回バスを運行しています。これは小学生以下が100円、中学生以上が200円の有料であります。鯉川地区の利用頻度は余り高くありませんが、上岩川地区の利用数はかなりのものと聞いています。そういう中で地域の足を守る取り組みが各地で行われているのに対し、当町は何度質問しても一向にその動きが見えない。アンケートの結果が何%だとか回答率が何%だとか、そういう話をしているのではなく、実際問題として高齢者が困っている、何とかしてほしいという声が聞こえてきているんです。例えば路線バスをやめて町で巡回バスを運行した場合の試算的なものはどうなるか。路線バスに回している補助金をそういう巡回バスに利用して、そういった場合の試算的なものはどうなるのか。その辺を検討したことはあるのか、町長、答弁をお願いします。

- 議長（須藤正人君） 5番議員の2問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えいたします。

各市町村で様々な取り組みをされていることは事実でございます。鱒ヶ沢でそれぞれ住民がですね、お金を払って利用率を高めてバスを守ろうという動きもあります。三種町の話もありますけども。利用率から言うと必ずしも実態と望むところと、また行っているのかというと、必ずしもそうではありません。

それから各自治体によって置かれてる状況は全部違うわけでございます。バスがなかったり、汽車がなかったり、そういうところもございますし、ここはバスも汽車もあると

いう、公共交通機関がある程度確保されているという条件下の話でございます。先ほどバスをですね、なくした場合云々の話をしましたけども、一旦これをなくしますと、まず復活するのはほぼ不可能ということになると思います。それから今までそういう、今の八峰町の置かれてる状況の中で町として町営でやることだけ今まで考えてきましたけども、さっき鯉ヶ沢の事例でもありましたが、民間もある程度金を払ってもやれる、その中で当町でやれる方策の一つとして、さっき私の答弁の中で提案しましたけども過疎地有償運送という、これは当町の今求めているものにある程度合う形のものになるのではないかなと考えております。そういう意味で何も検討しないんじゃないかと、今、町としてはその方策で今までない部分について補強していこうということで考えておりますので、是非そういう中身でですね、我々も今具体的なやつを詰めていきますので、この後ですね、議員からもまたそれに対するご意見もいただきながら、是非ともまた新しい角度で新しい交通体系を確立していきたいと思っていますので、是非ともご理解をいただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 5番議員、再質問ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 課長に聞いてもいいですか。

米森課長、それこそ今日一般質問の後で説明受けるんですが、過疎自立促進計画、その協議の中で、県と協議した中でね、この計画の中にいろいろ福祉関係出ていますが、そういう交通不便者、交通弱者に対する足の確保の話は協議の中では一切出なかったものですか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 先ほど門脇さんの話の中に、過疎計画の中でこの地域交通の話が一切ないということでありましたけども、ちょっと見落としがあるのではないかなと思っております。かなり踏み込む、かなり踏み込んでいるかどうかは個人のご判断にお任せしたいと思いますが、かなり書いております。その中で今ご質問のありました過疎地有償運送、これについても触れております。そういったことも関連づけながら今回の一般質問にお答えをしておりますので、中身の方、もう一度見ていただければご確認いただけると思います。

○議長（須藤正人君） 5番議員、再質問ありませんか。

○5番（門脇直樹君） 失礼しました。

○議長（須藤正人君） 再質問ありませんか。

○議長（須藤正人君） これで5番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。11時5分、再開します。

午前10時58分 休 憩

.....
午前11時05分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

2番議員の一般質問を許します。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 通告に従い、4点について町長の考えを伺います。

まずはじめに、払いたくとも払えない人に税金の減免をについてです。

減免申請は条例で認められている正当な申請です。申請時に一番ネックになっているのが、規則に書かれている生計を一にしている家族の預貯金の調べです。このことは能代市、山本郡をはじめ多くの市町村が行っていません。八峰町は家族全員の預貯金を調べるための同意書に署名、捺印することを求めています。問題があることから何度も一般質問や減免申請をする申請者と共に窓口で言い続けてきましたが、規則にあるからとか税の公平性、町長も同じ考えだとの同じ言葉の繰り返しになっています。家族の状況を説明しても、家族に隠し金があるのではないかと疑う職員や町長の態度に不信感を募らせているのではないのでしょうか。申請者の検査権はどのような手段を使ってでも検査ができますが、生計を一にしている家族には調査権しかありません。同意書の提出を強制することはできません。周りの町村から、まだ同意書を求めているのかと言われます。北秋田市の裁判は、家族に同意書を求めることは違法であると判決が下されました。当町の担当課は、まだ高裁の判決が出ていないとしています。申請者は本人の同意書を提出しています。検査権があるので当局の権限で申請者の財産検査することができますが、必要な催促に申請者のみ同意書を提出した人や、中には3人家族のうち孫の同意書は取れず、2人の同意書を提出した人もいます。

しかし、家族全員の同意書をと返却されました。いくら無職であっても30代の孫は自分の預貯金を調べられることはプライバシーが侵害されると、常識的な判断で同意しませんでした。当局は申請書類と面接で減免申請になる可能性があるが、同意書の提出がないため期日までに提出しないと不承認とする書面が届いた人や、生保基準を認めつつも孫の同意書がないと認められないとしています。家族状況をよく把握していながら、同意書にこだわる町長の考えをお聞かせください。

また、税金を払いたくとも払えず滞納してしまった人に担当課はどのようにして払うことを促していますか。徴収の仕事は特に大変な仕事であることはよく承知していますが、やむを得ず差し押さえを迫るまでの担当課の経緯をお知らせください。

そして、高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯にどのような配慮があるのか、お知らせください。

次に、ポンポコ山公園のメインテーマについてお尋ねをいたします。

リニューアルの工事が進んで遊具も何点か配置されています。遊具の参考に議会で3カ所を視察しました。秋田市アルヴェでは室内に主に幼児向けのおもちゃが置かれ、大人とゆったり遊べる雰囲気は子育て支援センター的役割を果たしていると思われました。職員も多く配置され、市内の学童がバスで来ることもあると言われていました。

それではポンポコ山公園の場合、既存の建物を生かして学童向けにゲーム的感覚の室内遊具や老人、幼児向けの室内空間を設ける等々の説明がありましたが、限られた予算を最小限に抑えてみんなに親しまれる公園にするためにも、いま一つイメージが沸いてきません。町民の中には、ほとんど人がいない公園に多額の金をかける必要があるのかとの声も聞こえてきます。幼児や学童、高齢者が何を求めているのかアンケートを取り、町民のための公園づくりに協力をお願いして、今後の計画と財源を周知する必要があるのではないかと思います。町長の考えを伺います。

3点目の質問は、住宅リフォーム制度の利用範囲を広げ、貸付制度についてお尋ねをいたします。

全県で一番利用されている住宅リフォームは、町内に活気をもたらし、経済波及効果が目に見えています。様々な建築業者さんは忙しく走り回っていますが、まだまだ大工さん全てに仕事が行き渡っているわけではないようです。登録制と書類の書き込みが面倒であるとしたら、建設課が親切に援助していることを再度お知らせすることを考えないでしょうか。町民はエコポイントも住宅リフォームも利用したいが、手元に資金がない、利用できるのはお金がある人だけだと冷めた目で見える人もおります。50万円の限度額を下げて利用範囲を広げ、壊れた小屋の解体や畳替え、建具の交換等にも利用できるように10万円から20万円の範囲で町単独の利用分の15%を補助すると、もっと利用したい人と零細建築業者にも仕事が回るのではないのでしょうか。あわせて貸付制度はないか、何人かから寄せられていますが、そのような考えはないか町長の考えをお聞かせください。

最後に、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に猛暑対策をについてお尋ねをいたします。

気象庁は先週、今年の暑さを異常気象と認め、今後も暑さが続くと公表しました。ひとり暮らしや高齢者世帯は大変な毎日を送ってきたのではないかと思います。町内を救急車が毎日のように走っていました。高齢者が何人利用したか数を教えてください。

福祉保健課で高齢者世帯に何か猛暑対策の指導があったのでしょうか。町内の役場施設はどこへ行ってもひんやりと気持ちがよく、長く入れば冷えてきそうな感じです。猛暑の最中には車を運行して、町の施設や指定管理した自治会館を開放して避難させることも考えられたのではないのでしょうか。異常気象で猛暑と激しい寒波もやってくることを想定して、今後、高齢者ひとり暮らしと高齢者世帯を守る対策を考えなくてはならないと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（須藤正人君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上政子議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに税金の減免申請についてお答えをいたします。

まず、同意書がないと減免審査しないことは同意書の強制と同じではないかとの質問であります。地方税法は減免に関して、当該地方団体の条例の定めるところにより減免することができるものと定めています。これに基づき当町では条例等により減免に関して、1つは特別な事情が生じたこと、2つ目として世帯としての担税力がないこと、3つ目として今申し上げた2つについて調査確認することといったルールを定めています。これら減免に関するルールは究極的に税負担の公平を保つという目的に作られたものであり、負担の公平は税務行政においては極めて重要なことです。さらに負担の公平は町民全体の利益にかなうものであるとも考えています。これらのルールは町民の代表である議会の承認を経たものですから、減免を申請する側も申請に判断を下す側も、このルールに従って行うべきであることは当然のことと考えます。したがって税負担の公平と世帯の担税力の見極めは切り離すことができないものであるから、申請者の家族は同意書提出について受忍義務を負うものと考えます。しかしながら同意書の提出は強制でないのだから任意だという主張も一方にはありますが、この場合、強制でないということは提出に応じない場合に実力を持ってそれを強制されることはないという程度の意味であり、承諾するしないも勝手であるという意味での任意ではないと考えます。任意という

ことが本人の勝手を意味するのであれば、税負担の公平という原則が甚だ危うくされかねないと言わざるを得ません。

次に、滞納者には税務課の敷居が高く、減免申請に必要な書類を持参しないケースが多いと聞く。これをどのように判断し、対応しているのかについてであります。滞納者が減免申請をする際に必要な書類を持参しないケースが多いと聞いています。決してそのようなことはありません。部分的にあるにしても、一般的には減免申請される方は必要な書類を持参しますので、調査の上、減免基準にかなう方にはスムーズに減免が承認されています。他方、滞納者に対して町が働きかけを行っても納税相談にも納付にも全く応じないというケースもあります。そのような場合は税を払おうという意思のない方と判断せざるを得ず、それに応じた措置を取ることが町民の負託に応えることだと考えています。

次に、差し押さえまでの経過と高齢者世帯やひとり暮らし、低所得者はどれくらいいるのかであります。まず差し押さえまでの経緯ですが、督促状を発送の日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、地方税法の規定により滞納処分を受けることがありますというのが当町の督促状に書かれている一文です。これは現年度分であっても督促状発行日から10日を過ぎると差し押さえされますよという警告ですが、もちろん実際には納期限後に手当たり次第に差し押さえしているわけではなく、年度を超えて滞納者となった本人に何度か連絡や接触を試み、納税を促しても何ら応じようとしないうちについて差し押さえ処分を取ることもあるということです。今年度から県と市町村により構成されている秋田県地方税滞納整理機構に、滞納額が多かったり、滞納整理が困難なケースを何件か引き継ぎしましたので、専門的な滞納整理がなされることと期待しています。

差し押さえられた中に高齢者世帯や高齢者ひとり暮らし、低所得者はどのくらいいるかということですが、該当すると思われるのは1件でございましたが、それなりの理由がある特殊なケースでありました。

ご存じとは思いますが基本的に税は資産や所得に賦課されるもので、納税義務者に関しては高齢者世帯であるとか低所得者であるとかの区分がないこともご理解をいただきたいと思えます。

次に、減免申請を受けやすくすることで滞納者を減らし、国からのペナルティーも少なくなると思うがいかがですかということですが、以前にも述べましたが、税の減免は

法に従って確定した租税債務を変更することである故、厳格になされなければならないものです。税の減免を受けやすくするということが世帯の担税力確認の調査をしないこと、あるいは申請書類の記載内容のみによって減免することを意味するのであれば、先ほども述べてまいりましたが税負担の公平という観点から、ほかの町民の同意は得られないものと考えます。

減免することが滞納者を減少させるのではという点ではありますが、滞納者の多くが減免基準に当てはまらない実態から現実的な提案ではありませんし、滞納世帯を減少させるための減免、あるいはペナルティー回避になるのではといった考えは行政として取るべき考え方ではないと思います。

次に、ポンポコ山公園のメインテーマについてであります。見上議員もご承知のとおりポンポコ山公園の改修につきましては、平成20年度に副町長を委員長に公園検討委員会を設置し改修計画を作成すると共に、その計画をもとに平成21年度から3年計画で継続的に事業を実施することとし、現在2年目に入っております。改修計画をまとめる際にはオブザーバーとして峰浜産直会や峰浜産地形成促進施設利用組合、株式会社ポンポコ山の代表などから様々な意見、提言をいただいたほか、町内の若手職員の意見も参考にしております。

また、議員の皆様からも視察研修を踏まえた様々な提言をいただき、それらを総合的に検討して事業を実施しているところであります。

公園のメインテーマは何かとのご質問であります。都市などにあるテーマパークを目指しているものではなく、子供から高齢者まで地域住民が気軽に訪れ楽しめる公園、観光拠点施設として多くの観光客が訪れ癒される公園を目指しているものであり、遊具の充実はもちろんのこと、花壇や散策路、健康広場の拡充と整備、芝生広場やグランドゴルフ場の改修などを継続的に実施してまいりたいと考えておりますし、このことについては再三にわたり議会や全員協議会で説明しているとおりであります。

中核施設とある交流センターやその周辺につきましては、規模や機能についてはまだ議論の余地があると考えておりますので、その点については今後様々なご意見、ご提言をいただいて事業に反映してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

改めてアンケートを取る考えはないかとのご質問であります。先ほどご説明したとおり公園改修計画を作成する際に周辺施設の代表や小さな子供を持つ若手職員の意見も

いただいておりますので、アンケートの実施は考えておりませんが、来年度に繰り延べした中核施設やその周辺整備については、利用者のご意見を反映させる手立てを検討してみたいと考えております。

完成するまでの費用についても中間報告を何度も行い、町民に情報公開をしていくべきではないかのご質問であります。ポンポコ山公園整備事業については当初の改修計画を尊重しながらも、より柔軟な姿勢で事業実施していることから度々計画を変更しておりますし、総事業費についてもその都度変更しております。

また、これはあくまでも計画額であり、予算に計上し、議会の議決をいただいて初めて決定されるものでありますので、住民に対しては予算の説明や事業の進捗状況といった形で情報提供してまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム支援制度に関するご質問にお答えいたします。

当町の住宅リフォーム緊急支援事業の利用状況につきましては、昨日、行政報告で述べておりますので割愛いたしますが、8月末現在の県の集計によりますと、当町の世帯数に対する利用率は6.8%で、県平均の2.2%と比較すると突出した数値となっており、全県1位の利用率となっております。この要因は、昨年度の環境にやさしい住まいづくり応援事業が好評で、その余波と埴川地区農業集落排水事業の供用開始などが重なったためと思っておりますが、町補助金を受けるためには町内業者の施工を必須としたことで、意欲ある建築、板金及び塗装などの個人経営者がこの事業の認定工事店にいち早く登録し、積極的に営業活動を展開したことも大きな要因となっております。現に、町の入札指名業者の住宅リフォーム緊急支援事業の受注額は1億7,600万円であるのに対して、入札資格を持たない個人経営者等の受注額が1億8,100万円と上回っていることから、個人経営の建築関係者の受注拡大に大きな成果を上げたものと思っております。

意欲十分な大工さん達まで仕事が行き渡っていないのではないかのご質問ですが、このように意欲十分な大工さん達は次々に補助金交付申請書を提出してきておりますので、まだ認定工事店の登録をしてない大工さんがおるのであれば、見上議員からも登録するようお勧めくださるようお願いいたします。

また、書類等の作成に関しましては、契約書など必要な書類の様式などを提供し、記載方法や提出書類のコピーなど最大限の支援をしており、町への申請で県への申請も済むことから利用者をはじめ建築関係者にも喜ばれております。

次に、小屋の解体や修繕についてであります。今次のリフォーム緊急支援事業は住

宅だけでなく、住民生活に必要な物置きや車庫なども対象になっており、解体工事もこれらの増改築に伴うものであれば補助の対象となっております。個々のリフォームにつきましては多様なケースが考えられますので、役場建設課や建築関係業者に相談いただければと思っております。

また、50万円以下のささいな修繕も対象にしてはどうかとのご質問がありますが、大工さん方が補助事業の書類作成に手間をかけ、たくさんの申請をしたのに受注額が少ないということであれば逆に経済効果が薄れる恐れがありますので、一定の金額要件を設ける必要があるものと考えております。

さらに改修資金の貸付につきましては、下水道への接続では町の融資斡旋制度が活用できますし、ほとんどの金融機関で10万円から500万円以内のリフォームローンなどの金融商品を整えておりますので、あえて貸付制度を設ける必要がないものと考えております。

今次のリフォーム事業は、個人の住宅の耐久性の向上はもとより、特に個人経営の建築関係者の受注拡大が図られ、この事業で培った活発な営業活動から地域経済の活性化が継続されることを願っており、大変時宜を得た施策であったと思っております。

4点目でございますけども、まず八峰消防署管内において救急搬送された方についての状況ですが、今年の4月から8月末までの間に救急搬送されたのは155名で、うち65歳以上の方は99名となっております。昨年同期間に救急搬送されたのが102名で、そのうち65歳以上の方は65名でしたので、昨年より搬送者で53名、65歳以上の方は34名多い状況となっております。

暑さが厳しかった7月と8月の2カ月間に限って見ますと、今年、救急搬送された方が65名で、うち65歳以上の方が36名となっており、昨年が43名救急搬送され、65歳以上が24名でしたので、今年は搬送人数で22名、65歳以上で12名多くなっております。

また、4月から8月までに救急搬送された方で熱中症の疑いがある方は、昨年はいまいませんでしたが、今年は7月に50代の男性が1名、8月に80代の女性が2名の計3名となっております。救急搬送に占める熱中症の疑いのある方の割合は少ないものですが、熱中症の疑いで搬送された方が昨年はゼロ、今年が3名ということや、救急搬送者数が増えていることから猛暑による影響もあったものと考えられます。

次に、個人病院では点滴の高齢者でいっぱいになっているとのことでしたが、町営診療所における患者への点滴状況については、例年もこの時期に点滴を受ける方がおり、

今年が特に目立って多い状況ではないということでした。

次に、高齢者の訪問活動や一時冷房が整った施設への避難対策等があったのかとのことですが、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯への訪問活動は普段から保健師、民生児童委員、社会福祉協議会、ヘルパーなどが各々の活動の中で訪問などしておりますので、この夏の猛暑対策という特別なシフトは取っていませんが、水分補給の必要性など熱中症への注意は喚起しております。

また、一時冷房の整った施設への避難の必要性ということも保健師などからは報告されておられないので行っておりません。

今後の異常気象による猛暑や極度の寒冷における対策が必要ではないかとのことですが、どの程度を基準にしたらよいのか判断もありますので、今時点ではその時々状況に応じて対応しなければならないものと考えております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 2番議員、1問目の減免申請についての再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 再質問を行います。

先ほど町長の答弁の中に、税に関することですがけれども、条例の定めるところにより担税力がない人にはということ、条例にはこれ全部定められております。しかし、このルールというのは、町長が決めた規則によって、このルールがどのようにしてこれを行うかというのは規則にあります。先ほど議会の承認が出ているのでと言われましたけれども、この規則の改正にあたっては議会の承認は得ておりません。これは町長の独自のルールであります。これに則って同一世帯の同意書を求めているということになります。任意は本人の勝手ではないかというふうなことで言われましたけれども、地方税法770第1項には、税の担当者は水利地権等、これは国保税のことなんですけれども、これに対して以下の事項ということは、納税者と納税義務者のある人、特別義務者ということですが、この人たちの物件の検査をすることができるが、しかし、家族に対してはこの検査をすることはできない、預貯金の検査をすることはこれはできない。その検査というのは物件の担当、支払う人の閲覧、コピー等、これを調べることは検査ということで、これは地方自治法に述べられております。このことに則って今北秋田市の方でもこれを家族の同意を求めることは違法であるということで地方裁判所で判決が下されましたけれども、今おっしゃられたこの内容に対して本当にまだまだ家族の同意書を

求めていくというこの方針であります、この同意書を求める前にですね、家族の状況説明もかなりあります。これについてとことんどういふ状況なのか話し合いをして、それで状況説明の中であなたの家は大変ですね、じゃあ減免申請をしましょうというふうなことを判断を下されるのが妥当だと思います。

そして、この妥当な人たちが2名おりました。内容を審査した結果、これはですね、減免申請は承認する可能性がありますけれども、同意書の提出がないので担税力の有無が判断できない。それで期日までに納めないと不承認とします。それからあなたの家は生活保護と同等の世帯であることは認めます。

しかし、これは孫ですけれども孫の同意書がないので、これは承認することはできません。このように中身をよく知りつつ、書類等面談で中身をよく知っていながら、最後の最後までこの同意書を求めるこのやり方に対して、本当に町長はどう思っておられるのかということをも一つ確認したいと思います。時間もないので端的にお願いします。

○議長（須藤正人君） 2番議員の1問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

この件については今回に限らず何回も同じような形でやりとりしておりますけれども、我々としては納税をする側が納得できるような形の税制運用をしなければなりません。そのためには、一方で税金を納める方、しかし、一方ではどうしても税金を納められない方がおりますので、そういったものは基準に照らししながら、基準にあるものであれば減免をするというのは、平常スムーズな形でやっています。

ただ、その方々は減免申請をする際にきちっと書類を出して、このとおりですので減免してくださいと来るわけですので、我々としては確認材料があるわけでございますけれども、一方でそういう確認の材料を出さないというのでありますので、それでは我々が確認することができないのでという今のような形になっています。

したがって、なぜ逆にそういうものにこだわるのかですね、わからない点もありますけれども、私としてはやっぱり納税する人方が納得できるような形で、いつ聞かれてもこの人方はこういう状態ですので減免をしましたというのが説明つくような状態にするのが我々の義務ではないかなというふうに、こう思っております。

そういう意味で、確かに書類上だけで認定しようという話ですけども、我々からすればちゃんとした形で裏づけを取りながらやった方が、より公平性を保てるんじゃないか

なという角度でやっていますので、しかもまた条例にはあるとおり、世帯の担税力を聞くと、具体的なものは規則で定めているかもしれませんが、条例そのものはですね、これはやっぱり議会の承認を得てやってるわけでございますから、それに基づく規則でございまして、私は何ら問題はないと思っております。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 規則は町長の判断で行われるものです。議会の承認は得ておりません。先ほどから何回も言ってますけれども、地方税法770第1項については、このことが端的に書かれております。これに基づいて裁判を起しているところがありますけれども、もしですね、この法の下にどこまでも同意書を求めるというふうなことであれば、最終的には異議申立てをして裁判になる可能性もありますけれども、このような場合、町長はどのように応じられますか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

私は自分勝手にこれを決めてるわけではありませぬので、今言ったような形で地方税法、さらにはそれに基づく条例、それに基づく規則ということでやっていますので、何ら触れることはないと思っておりますけれども、そういうものがあればその時点で考えたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。

○2番（見上政子さん） ありません。

○議長（須藤正人君） 次に、2問目のポンポコ山公園のメインテーマについて再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） ポンポコ山の公園については、若い人たちの、職員の声を聞いてどういうものかということいろいろ参考にしたということをおっしゃったけれども、もっとですね、やはり保育園側とか幼児とか向けにどのようなものを用意したらいいのかとか、どのようなものが一番いいのかと。例えば保育園の参考例にするとか先生たちの参考例を聞くとかということがあってもいいのではないかと私は思っております。総事業の中で議会の議決を経た上で公表するということですがけれども、これも本当に遊具にどのくらいかかって、それで全体的にどのくらいの規模のものなのか、そして高齢者は何を求めているのか、これも簡単にできることではないかと思っております。例えば老人クラブの方に行って、こういう公園つくるんだけれどもあんたたちは何が一番望み

ですかというふうなことも、これは簡単にできることだと思いますので、こういうことが考えられないのか再度お聞きしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

先ほど申しあげましたけども、今この事業はもう現在進行系で進んでいる状態でございます。部分的にはもう工事も実施をしまして、これまでの中でいろんな意見を聞きながらそれに反映させてきたつもりでございます。先ほど言ったようにメインとなる交流センターの今の建物の関係とか、そういうものについてはこれからどうするのかということについていろいろ意見を聞いていきますよというふうな話をしていますけども、大筋では皆さんご存じのとおりの方が出来上がっていると思います。ただ機会があれば、こども園も我々園を預かっている者もおりますので、そういった方々の意見も聞くということはやぶさかではございませんので、機会を見てそういう話はですね、聞きながら、そして反映できるものであれば反映をしていきたいというふうに思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。

○2番（見上政子さん） ありません。

○議長（須藤正人君） 次に、3問目の住宅リフォーム制度の改善について再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 経済波及効果は非常に表れているということで、これは大変結構なことだと私は思っております。ただですね、やはりもうちょっと下げてもいいのではないかと。県の方は50万円となっておりますので、町独自の事業で事務が繁雑になるとか言われますけれども、ひとり大工さんが本当にどのような方でも簡単な仕事が手に入るように、解体は増改築が条件でないと解体ができないとあってありましたけれども、これも幅を狭めまして町独自の事業ですのでこれを緩やかにして利用範囲を広げた方がいいのではないかと思っております。

先日、宮城県の県会議員が秋田県の中で八峰町が一番住宅リフォームが進んでいるということで建設課の方にいろいろ説明をいただき、アドバイスをいただき本当にありがとうございます。その時もですね、宮城県の場合はどこでしたっけか、やはり20万円の助成を行ってございまして、これが定額なんだけども非常に喜ばれているというふうなことでした。利用範囲がいろいろあるということで、畳替えとか建具屋さんとかにもこれが利用できて、この業者も大変喜んでいるというふうな声はありましたので、今一度ご検

討いただければと思っております。

それとですね、お金のある人はどのようなことを考えてでも何としても直したいという気持ちがあるんですけども、屋根が漏って大変だとかいろいろ声が寄せられます。貸付制度があれば、何とかならないのかなということが数件私の方にも寄せられましたけれども、この貸付制度というのは非常に難しい仕組みであることはよくわかります。よくわかりますけれども、あれば本当に利用する人も、また業者さんもいいのではないかと思っておりますので、今一度このランクを下げるということについて難しいものであるのか、その辺をもう一度伺いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 3問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

先ほども申しあげましたけども、ある一定のやっぱり基準がないとこれはいけないわけで、県の事情もありますし、そういった基準は今定めておりますので、途中からまた変更しますとこれは本当に事務的にも大変煩瑣になっていくだろうと思います。

それから小額でもいいんじゃないかという話ですけども、やはり業者の方でもですね、やっぱり一定程度、一生懸命手数したのであればそれなりのやっぱり受注する額でないと、かえって手数だけが多くかかってメリットがなくなるんじゃないかなという感じがします。そういう面では一定の線引きってというのは、これはやむを得ないんじゃないかなと思っております。

それから貸付制度についても先ほど申しあげたとおり、いろんな制度が今ありますので、活用する必要があるですね、そういうものを声をかければいくらでもありますので、あえて新しい制度を今ここでつくらなくてもですね、対応できるんじゃないかなと思いますので、是非どういふものがあるのかという相談には乗っていきますけども、いずれそういうものを活用していただければ、あえて新しい制度が必要ではないのではないかなというふうに考えております。

○議長（須藤正人君） 見上議員、残り5分となっております。2番議員、再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 再質問ありません。

○議長（須藤正人君） 次の4問目の高齢者の猛暑対策についての再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 先ほども言いましたけれども異常気象です、これは。今、秋田

県の場合は朝夕大変涼しくなりました。

ただ、この30度を超えた期間がですね、北羽の新聞にも載ってましたけれども31度、33度、30日が33度、これは大変な猛暑、それもずっと30度が8月19日から30日まで続いております。これを乗り切るといことは高齢者の方々には大変な苦痛ではなかったかと思えます。今過ぎてしまえば、本当に思い起こせば大変だったでしょうねと思うんですが、訪ねてみると本当に「ふうふう、はあはあ」、もうよくぞ生きていたというふうな方々が何人かおられました。

そこで、ひとり暮らし高齢者のことでは私何度か質問してるんですけども、この当局としてですね、この高齢者ひとり暮らしの民生委員の方々が訪ねておられるということもよくわかりますけれども、いま一度、高齢者のファイルみたいなもの、高齢者ひとり暮らし、高齢者夫婦がどのような条件で暮らしているのか、そういうデータファイル、このようなものを当局はお持ちになっておられるのでしょうか。もしそのものがなかったらですね、是非、高齢者世帯のファイルを作って、住居条件はどうなのか、その辺まで検討してですね、広げていく。これをやるにはですね、私はやはり福祉高齢課という課を設けないといけないと思うんです。こういう課を設けて困り事の相談を気軽に受ける場所、気軽に受ける職員を1人配置することが必要だと思うんですけれども、こういう福祉課、そして高齢者対策に対する具体的な考えがないかどうかお願いします。

○議長（須藤正人君） 4問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

まず平常からですね、保健師、あるいは社会福祉協議会、さらには訪問介護事業所であるとか、あるいは民生委員であるとか、あるいはヘルパーであるとか様々な形でひとり暮らしやそういう高齢世帯については連絡を取るような状況になっています。その中でもし体が悪くなったりですね、どうしても避難まで必要な方はないとは思いますが、仮にあった場合は、そういう情報が寄せられたものに対してはいろんな対応をしてみたいというふうに考えてますけれども、確かに救急搬送で熱中症で運ばれたと思われる人は今回は八峰町では3人よりなかったわけですが、いずれ例年よりはこういう異常気象があつて、毎年こういう状況が続くかどうかはわかりませんが、いずれどうしてもですね、手立てが必要な場合はそういった情報をもとにしながら手立てをしたいと思ってます。

それから各一人一人の情報ですけども、確かに行ったそれぞれの機関なりではそれぞ

れの情報については持ち合わせておりますので、それはまた公表するかしないかはなかなか難しい問題ですけれども、いずれ手立てしたものについてはそれなりの情報は持っているというふうなことでございますので、いろんな機会にまた、今回のような場合どうい対応をしたらいいかですね、話し合う素材になればいいなと思っております。

あと今最後に福祉高齢課とかという新しい提案も出ましたけれども、いずれ課を設置すればその中身も当然必要だわけですので、今の福祉保健課で充用できないのかどうか含めてですね、この後検討しますけれども、今の福祉保健課でも十分高齢者の皆さんにいろんな形で対応してると思っていますので、あえてまた新しい課を設置することではないのかなと今時点では考えております。

○議長（須藤正人君） 2番議員、見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 答弁はいりません。

熱中症に関しては通告書にも出しましたけれども、老人とか弱者に対するこういう対策が必要ではないかということと、それから学校も、それから漁業関係も同じです、是非、この猛暑について対策を考えてもらいたいと思います。

税金に関しては、これは北秋田市では今同意書は求めておりません。

そして、裁判をやれば職員は大変なことになります。これをこの前、傍聴してきました。

○議長（須藤正人君） 見上議員、前に戻らないようにお願いします。一問一答ですから、ルールを守ってください。

○2番（見上政子さん） 言っておきます。答弁はいりませんので、これで終わります。

○議長（須藤正人君） これで2番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。1時開会します。

午前 11時52分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

9番議員の一般質問を許します。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 午後の眠たい時間でしょうけど、少々お時間をいただいて町長に一般質問、通告どおりしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

質問1点目として、まちづくりについてです。

先頃、北羽新報で報じられておりましたが、八峰町の高齢者3,000人、率にして36.4%に達した内容でしたが、点在する集落人口が年々少なくなり、高齢者が話相手も遠のく状況にあつて、高齢者自身が自分の足で歩き、物理的に外出しやすい安心なまちをつくるのが大切です。外出しやすいまちとは、歩ける範囲に生活に必要ないろいろな施設があり、高齢者が孤立しないで済むように他世代の人々が混じり合つて生活していることです。そのためには高齢者が活動的に生活し、外出しやすいまちに必要なことは住宅と日常生活に必要な施設が隣接していて、これらの施設が歩いていける範囲内にあり、混在していることが必要です。日常生活に一番必要な施設とは、銀行、郵便局、病院、そして商店。高齢者にとって一番大切なことは住宅街、商店街が共存し、他世代の人々が混じり合つて生活し、自分の足で歩き、外出し、人と交流することではないでしょうか。身近な商店が閉店されたことで、移動手段がある人は生活用品を求めて車で移動できますが、運転のできない高齢者は食料などの日常生活用品の調達さえ困難になり、食生活が乱れ、健康の心配が生ずるのではないのでしょうか。

また、年齢と共に持ち家の掃除や草刈りも高齢者にとっては大変な作業になっている現実があります。その作業負担の解消には、持ち家を貸家などに提供し、その収入をもとに高齢者住宅に入居を図れば、掃除、草刈り作業の軽減に繋がり、さらに空き家を貸家として供給することで「日本一安全なまち八峰町」を宣言し、都会からの移住を図れば人口増加の可能性が生まれると考えられませんか。高齢者住環境の整備と都会からの定住促進並びに地元商店活性化の方策として、銀行、郵便局、病院、商店が集中している旧八森庁舎跡地並びに旧峰浜庁舎跡地に高齢者専用住宅の設置を提案しますので、町長のお考えをお尋ねします。

2点目、生活保護制度についてであります。

扶助費は平成21年度決算では2億1,400万円、平成22年度予算では2億5,100万円と計上されておりますが、額として非常に多額なものです。高齢化に伴う医療費の増額と合わせ財源の確保が心配されるところです。

ところで、選挙後に有権者の皆さんから度々言われることは「おえだば寝でねで仕事しでらやつ、あの人だば何もさねってもじえんこもらつてら」という話。「同じぐらいの収入なやつ、なしであの人減免されでら」と、「どうなつてらずや」という話等々言われることがあります。生活保護や扶助費の支給条件や認定サイクル、そして、減免条件がどうなっているのかわからないことでの不満が伝えられることがあります。恥ずか

しいながら自分は勉強不足で100%説明できません。

また、一方では、不景気によるリストラや企業倒産による失業または不慮の事故、病気によって誰しものが生活保護制度等のお世話になる可能性があるのではないのでしょうか。生活保護が真に必要な方には十分に支給がなされるべきとは考えますが、その前提には町民の生活保護や減免に対する正しい理解が必要で、その対応を考えなければなりません。福祉事務所の仕事ではあろうかと存じますが、町民の身近な相談窓口として真っ先に相談される議員や職員が不平不満についてできるだけ対応することが行政の努めと思うからです。不平不満のないやすらぎのまちの実現のためには、町民に生活保護制度や扶助費、そして、減免の内容を正しく理解してもらえる、生活保護の支給条件などを具体例を記載したパンフレットなどの配付により周知を図ることが必要と考えます。このことについて町長の考え方をお尋ねします。

3点目として、ポンポコ山公園整備についてです。

ポンポコ山公園整備には既に多くの財源が投入されておりますが、公園のあり方として誰しものがやすらげる空間として風景を想像してみてください。幼児は遊びの天才で、施設がなくても芝生の上を駆っこする子、寝転んだり転がったりする子、虫をじっと観察する子などがいる風景。子供を見守りながらテクテク散歩する人がいる風景。近くではグラウンドゴルフをする高齢者グループがいる風景。皆さんには見えませんか。現在課題となっています統合保育園については、大人は社会的利便性や効率性で計画を立てがちですが、使う幼児の気持ちになって考えてみた場合、子供の成長にとって本当に大切なのは手で触れる、実際に体験するといった目に見えない価値を育むことが大切なのです。公園は人がやすらぐ空間として、そこに人がいなければなりません。その最も利用する対象は就学前の児童であり、その場合の条件は、自然と触れ合いながらのびのび育てる環境、交通災害の危険性が少ない環境、十分な空間スペースが確保されている環境、能代から時間的距離が近いことで将来能代市からの児童の受け入れの可能性の有利性、そして、重要なことは町民が恩恵を受ける施設であることが挙げられると思います。これらの条件を合わせると、ポンポコ山公園に将来的な幼保児童数に適応した統合保育園を設置することを前提とした公園整備を提案しますので、町長の考えをお尋ねし、3点の質問を終わります。

○議長（須藤正人君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本優人議員のご質問にお答えいたします。

最初に、まちづくりについてのご質問にお答えいたします。

旧役場庁舎跡地の活用につきましては、これまで何度か山本議員以外の方からもご質問いただきお答えいたしているところでもあります。基本的な方向としては、19年12月にまとめた遊休施設再利用計画庁内会議報告に沿って、八森及び峰浜役場庁舎跡地とも住宅地として売却することとしています。具体的には、両方とも町が宅地分譲するとすれば区画整理や上下水道設備などに多額の費用を要することから、住宅地利用を条件にしながら開発業者に一括して売却することとしています。

なお、報告書に示した方向は絶対的のものではありませんが、状況の変化によって変更もあり得るとというのが報告書をまとめる際の前提となっております。

このような状況で、今回、高齢者アパート設置のご提案をいただき、貴重なご意見として今後の参考にさせていただきたいと思っております。

先般、北羽新報で全県の高齢者の状況が公表されていましたが、私も確認しております。本町の高齢化率は郡内では藤里町に次いで高く、全県では6番目となっております。本町を含めて秋田県全体が超高齢化社会の真っただ中にあることを改めて実感させられたところでもあります。

高齢者アパートについては、町が整備するのが適切なのか、民間事業者がやるのがよいのか、利用者見込数があるのかなど未知数の部分が多く、ある程度、時間をかけて調整検討する必要があると思っております。さらには高齢者が住みやすい機能を充実させた町営住宅の整備ということも考えられます。今後、町営住宅のあり方に関するアンケート調査を予定しておりますので、アンケートの中で高齢者アパートに関する設問を設けながら利用希望者の把握など町民の意向を確認したいと思っております。その結果を踏まえた上で具体的な検討に入りたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、生活保護制度についてお答えいたします。

まず議員もご承知のとおり、生活保護制度は生活保護法で規定され、同法では日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助長することを目的とするとなっております。生活保護の対象となる方は、資産、能力など全てを活用した上でも生活に困窮するもので、保護の内容は生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、専門扶助及び葬祭扶助から構成されています。

そして、保護の実施機関は都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長となっており、能代山本地域では能代市福祉事務所と山本福祉事務所があり、当町の場合は山本福祉事務所が実施機関となって保護を決定し、実施するものであります。このため町の方で保護の決定や保護を実施すること、また、町の予算から扶助費を支給することはありませんが、生活相談などを通じて生活保護の対象と思われる場合は保護の申請を受け付け保護申請に伴う調査を行い、意見を付して山本福祉事務所長へ送付しており、その後の調査などは山本福祉事務所で行われ、保護の可否を決定し、本人へ通知するというのが制度の概要となっています。

町での対応については、直接、生活相談に訪れる方をはじめ保健師、民生児童委員、社会福祉協議会などから情報提供を受けながら対応し、生活保護の対象と思われる方については福祉事務所へ申請をしております。

また、県ではハローワークと福祉事務所が連携し、就労相談と生活相談をワンストップで行っております。

なお、当町における生活保護の状況ですが、昨年9月からの1年間に9世帯10名の方が新たに生活保護を受け、反面、9世帯11名の方が生活保護の廃止となり、8月末現在では65世帯84名の方が生活保護を受けております。新たに生活保護を開始した方の内訳を見ますと、病気による収入の減少に伴うものが多く、リストラや自営業の不振によるものは2件となっております。

ご質問の生活保護制度の周知についてですが、町では生活保護基準が世帯の構成年齢などにより個々に違ってくることがあり、広報などで周知をするのではなく役場での生活相談、民生児童委員の家庭訪問、社会福祉協議会の生活相談などを通じて行っているところです。生活保護制度の概要については厚生労働省のホームページや秋田県の美の国あきたネットに掲載されていますので、今後これらを参考にして周知をしてまいりたいと考えております。

次に、ポンポコ山公園整備に合わせて統合保育園を設置できないかのご質問ですが、正直申し上げてスケールの大きなご提案と受け止めております。現在、少子化対策の一環として顕著な園児数の減少と、特に老朽化の著しい八森地区施設の統合を念頭に園児の保護者を委員に統合等検討委員会を設置し、あるべき姿について具体的な内容を検討していただいているところであります。確かに整備された後の公園内に関しましては、静かで豊かな自然環境に恵まれ、交通災害の少ない環境は立地条件として有利

な面もございました。ただ保育の目指すところは、保育に欠ける児童を養護するだけではなく、物心つく人間形成に重要な時期に地域の様々な人々や場、機関などとの触れ合い、交流を通じて豊かな心の醸成を育む必要があります。このほか保育施設は災害時に被災者の生活を支える重要な役割を担うものでもあり、保護者の送迎に係る時間などを考慮しますと、集落から遠く離れた場所は必ずしも適当とは言えない側面もあることをご理解いただきたいと思います。

また、能代市内に通勤している人にとって預けやすい場所であることや、能代市在住の児童の受け入れも可能と考えられますが、能代市ではほかの市町村への入園について、現状では市内の施設の利用を優先させており、広域入所を認めておりません。このようなことから現時点でポンポコ山公園の統合保育園の設置ということは考えておりませんが、今後の推移によっては検討する価値があるものと考えております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 9番議員、1問目のまちづくりについての再質問ありませんか。

9番山本優人君。

○9番（山本優人君） どうも回答ありがとうございました。住宅地として売却するような方針であるというふうな考え方で回答いただきましたけれども、高齢者アパートがなぜ必要だかということですけども、段々段々部落内に人が足りなくなってきましたね、相談相手というかお話相手が少なくなっている現状にある。ですから、それとあと高齢化に伴って自分の家の掃除もできない。雪かきはもちろんできないというふうな状況で結構悩んでいるお年寄りもいるわけです。そうした場合、そうすれば1DKというんですかね、そういうふうな程度の家があればそっちの方に移って、今住んでいる家を貸しても、買ってける人あればなおさらいいけどもというふうな人もいるわけです。だからそういうふうなこともありまして、だったらそういう需要を調査してみてもいいですね、是非、1DKタイプのアパートなり住居ハウスをつくっていただきたいなということが一つ。もしその需要が足りないというのであればですね、これだけ人が少なくなっているのを黙って見過ごしてる手はないわけで、一方で都会では老人ホーム等が十分に供給できなくて入居ができない状態の老人がいっぱいいると。なおかつ、その人方はこれから団塊世代が退職していく中で、入居するアパートなりマンションを求めているわけです。ところが非常に高いものですから、なかなか二の足を踏んでいる。そういうふうな状況の中で、だったら八峰でそういうふうな住居を提供して移り住んでもらう。その人

方はかなりの高収入を得る方々だろうと思いますので、何ていうか、税金等もいただくことができるだろうと。そういうふうなことで、そういう高齢者の高い収入を得ている人を日本一、安全なまちというふうなキャッチフレーズで定住を呼び込むようなことをしたら人口が増えるだろうというふうに思っていますので、その辺の考え方についてひとつ考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 1問目のまちづくりについての再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

まず先ほど申し上げたように、今の実態からして非常に高齢者が多くなっている、そしてまた、一人で生活するのがどうかなというふうな人も出てきているという実態については否定しませんけども、果たして高齢者のアパートを建てた場合に、あるいはアパートを望んでいるのかという声ですね、どのくらいあるのかという実態については私の方でも把握してません。とかくやっぱり今までの空き家の活用にしても、実際空き家を貸していただけないかというふうなことで話をしますと、なかなかですね、簡単にはそうはいかないのがこれまでの状況でございます。

したがって、ホームページでも公開しようと言っても同意を得られないケースがいっぱいございます。そういう中で果たして自分の家を投げてそういうところに移り住むのかということもですね、十分この見極めをしなければ、ただ建てたけれどもまたなかなかそこには入らないというふうな状態になりますと、そういう面でまた困りますので、実態把握についてはこの後やりたいなと思っています。

まずご意見として、町内の人でなければ都市部から所得の高い人を呼んでジャンジャン入れればいいんじゃないかという意見もございますけども、そこら辺についてはこの後またね、いろいろ検討する中でそういうものをやるだけのものがあるのかどうか、そこら辺についてももう少しお互いにですね、意見交換をしながら見極めていかなければ簡単ではないなと。というのは、現在の状況の中でも定住促進とかいろいろやっていますけども、なかなかそうそう簡単にはいかない問題でございますので、ひとつの提起として受け止めながら、我々も今度また検討するときこういうものも念頭に入れながらいきたいなと思っています。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） そのとおり自分の家を貸すというふうなことはかなり抵抗あると

思いますけども、ただ、それを積極的に進めていかないとですね、今現実には死んで空き家になっている家がいっぱいあるわけですね。そういうふうな、死んでしまっただけから空き家になって、そのまま放置状態になっていくわけですよ。ですから今まだ元気なうちにそれを貸す、もしくは売るというふうなことを、行政の仕事なのかどうかはこれは別としてですね、それを考え方を植え付けていかないと、部落内にもう空き家だらけがボンボンボン発生してくるというふうなことも心配されますので、その辺の今度は逆にそっちの方の対策の方が問題になってくるんじゃないかというふうなことをちょっと心配しますが、どうでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

町内の空き家についても私の方でもいろいろ調べた経過がございまして、それらの空き家に対して具体的に売る意思があるのか、あるいは貸す意思があるのか、そういうのを個別に我々でも調査しました。

そして、そういう情報について、ほかに公開してもいいかというふうなこともあわせて聞いております。そういう中では、そういうオーケーを取れた人についてはホームページ上も公開をしていますけども、今までやった中ではかなり数が少ないと。なかなかそうそう簡単に売らない、貸してくれないというそういう状況に今まではなっています。

したがって、気持ちとしては、このぐらい空き家があるんだからどんどんそういうふうなことを貸してもいいし、売ってもいいんじゃないかと言いますけども、実際具体的にになりますとそういう状況で、話がオーケーが取れば実際この結びつけて取引状況になれば、それは民間ベースでこちらの方で紹介をしながらやっていただくようにしていますので、まずできるだけの情報是我々の方でも流して、あるいはまた調査もしていますけども、実態はそうであるということをご理解いただきたいなと思います。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） わかりました。是非何とかいろいろ、中浜の、中浜と言ったらまずい、役場庁舎の跡地の有効利用等で考えていただきたいなと思いますし、空き家対策についてもかねて老人のひとり暮らしを何とか楽させることで考えていただければいいなと思います。

以上で1つ目終わります。

○議長（須藤正人君） 2問目の生活保護制度についての再質問ありませんか。9番山本

優人君。

○9番（山本優人君） 先ほどの説明で生活保護制度等についての中身については理解できましたけども、私が言いたいのはですね、その生活保護を受けてる人じゃないわけですね。受けてない人の方が問題であってですね、生活保護を受けてない人が十分な理解を得れないためにグダグダ言うわけです。結局そこには生活保護制度の中身が概略も何もわからない人方が、受けてる人をみんな見て中傷するわけですね。ですから個別案件についてはそれは無理だろうと思いますけども、標準的な家庭、標準的というか、その標準的な対象となるような参考例をですね、記載したようなパンフレット等があれば配付していただきたいし、もしなければ福祉事務所等々と相談しながらそういうふうなものを求めて作ってですね、そのわからない人にわかるようなパンフレットを作って配付しなければですね、いつまで経ってもあの人にはもらっている、私はもらえないというふうな不満が残ってくるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、その辺ひとつ再度聞きたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2問目の再質問について当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

先ほどの話の中でも出しましたけども、生活扶助の中身を分解するといっぱいございます。したがって個別個別、一人一人によって事情が全部違いますので、なかなか今言ったような事例というのはね、出しづらい状態があります。

したがって、自分が生活に困っているそういう状況を訴える人がいたら、率直に言って相談をしていただきたいなど。そうすれば個別のケースに応じながら対象になるのかわからないのか、いろいろ相談に乗りながら私の方では対応したいと思っております。この制度そのものについてはなかなかですね、いろんな基準が何ぼ以上なればどうのこうのというの、さっきの種類からいっても生活扶助が主なるものですが教育とか住宅とか医療とか介護、出産、いろいろありますね。だからその個々の事情によっていろいろ違ってきますので、そういう中ではなかなか単純に明解にはいかない面がございます。

したがって、個別の相談を具体的にさせていただいて、そこでやりたいなど。ただ一般的な保護制度の内容というのはこうなっていますよという制度の周知については、先ほど申し上げたように今ホームページ上でも公開されてますけれども、そういうものを参考にしながら町としても周知方法については考えてみたいなど思っています。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

休憩します。

午後 1時28分 休 憩

.....

午後 1時30分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

9番山本優人君。

○9番（山本優人君） なかなか話が難しいんですが、受給対象となる人ではなくてですね、将来自分が対象になるかもしれない、健全な収入を得ている人が将来的にもらえるような知識を考えるためのパンフレットを是非作成し、それを配付することをお願いしたいと思いますので、検討願います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず、この場です、スカッといくような結論でないかもしれませんが、今おっしゃったようなこともですね、また後でうちの方で内部的にいろいろ相談をさせていただきたいと思います。ただ、生活保護というのはいろんな扶助があって、しかもさっきも申し上げましたけども仮に基準に達するような感じあってもですね、その人がまた生命保険であるとか預貯金があれば、それはそれで生活する限度の中では受けられないとか個別によって全部ケースが違って来るんですよ。だから必ずしも一律に収入が何ぼ以上の人は全部対象になりますよとか、そういうふうになりやすくなればいいんですけども非常に複雑なので、簡単にはできない、理解できないかもしれません。いずれどういうふうな方法があるのか我々として引き続き検討させて、そういう時間を与えてください。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） わかりました。もうちょっと事務方であんまり難しく考えないで、かなり簡単に考えながらやって検討していただければいいなと思っております。ということで2点目終わります。

○議長（須藤正人君） 9番議員、3問目のポンポコ山公園の整備についての再質問ございませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 答弁の中で、既に何か、あそこはどこだ、海光苑等に何か近くに造らんとするような感じのニュアンスを受けておりましたけども……子供をですね、十分育てるためにはのびのび育てる環境っていうものが必要であってですね、あそこの公

園をつくる際にそういうふうなものと一緒に抱き合わせてやった方が、将来、公園をつくったが人はいないということが現実となる心配が十分感じられますので、できれば保育園ありきを前提にして公園整備を図っていった方がより利用率が高くなるんじゃないかなというふうに思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（須藤正人君） 3問目の再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

以前、八森地区のこども園の統合問題があった際は、旧八森小学校を解体しながらそこという案もございました。現在、こども園の検討委員会を開いています。その中でいろんな今検討されてる最中がございますので、今回、山本議員から提案あった、こういう意見あったよというふうなことは今度の委員会あたりで幼児教育課長の方からも報告だけはさせていただきたいと思っておりますけども、ただ先ほど申し上げたように広々として自然環境もいいからそこがじゃあこども園の適地なのかということ、またいろいろ議論の分かれるところでありまして、今回の公園整備はもう既に進行しながら今やっていますので、今日は私とあなたのやりとりでございますけども、広くまた、これからまたポンポコ山の話もありますので、その際に声を出して議員相互のまた討論することもまた大事ではないかなと思っておりますので、そういったものもかみ合わせながら今後また検討課題にさせていただければというふうに思います。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 是非、統合保育園の際には、検討の際にはそういう意見もあったということをご十分伝えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（須藤正人君） これで9番議員の一般質問を終了します。

次に、6番議員の一般質問を許します。6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） 最後になりましたが、通告により3点質問させていただきます。

1点目であります。観光振興について。財政の厳しい中、このような質問も何かと思っておりますが、必要と考え、あえて質問させていただきます。

我が町には産直施設、ハタハタ館、道の駅があり、物産など販売しており、十分とも考えられますが、観光客はどれが町の特産品かわかりづらいと思っております。できれば特産品の本格的な紹介、販売のための施設が必要ではないかと考えます。それから日沼頼夫博士の文化勲章受章、博士からの一般図書寄贈を機に、偉業を称え、研究に触れるため

の施設、また、どのようなものがあるかわかりませんが、町内の文化財、民俗資料など一堂に展示し、歴史を知ると共に子供たちに教育の場を与えるための施設など、それぞれの機能を持つ複合施設を例えば庁舎周辺につくり、さらなる観光の振興に結びつけてはと考えるが、町としてはどのように考えるか伺います。

次に、2点目であります。特養施設の整備について。

町内には施設に入りたくても入れない待機者が多数おると聞いております。それぞれの方が緊急を要するかわかりませんが、経済的、精神的、肉体的な負担を強いられていると思われまふ。これらを少しでも解消するためにも、今後、町として施設の拡張、増床の考えはないか。計画があるとすればいつごろまでにと考えておられるのか伺います。

次に、3点目であります。障害者・高齢者の心のケアについて。

町内の障害者や高齢者、弱者の中には様々な心配事、不安を抱えている方がおります。心のケアを必要とする方も多数いると思ひますが、町として現在こうした方々をどのように捉え対処しているのか。

また、今後どのような対応をしていく考えなのか伺ひます。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（須藤正人君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 腰山良悦議員のご質問にお答えいたします。

はじめに観光振興についてであります。本町において観光は農業や漁業と共に重要な産業であることから、これまでハタハタ館、ポンポコ山、ぶなっこランドなどの観光拠点施設の整備やグリーン、エコ、ブルー・ツーリズムによる体験ツアーなど、ハード・ソフト両面にわたる観光施策を推進し、平成5年に約50万人であった観光入込客数も約70万人前後で推移するようになりました。

しかし、依然として通過型観光から脱却できないことから、本町特有の自然、文化及び地域の人材を生かした総合的なツーリズムを推進すると共に、八峰白神ブランドの特産品の開発やご当地グルメの開発など食による観光の振興も図りたいと考えております。

観光物産館の整備についてのご質問であります。現時点では新たな施設の建設よりハタハタ館や各直売所など既存の施設の充実と連携強化が重要であると考えておりますので、将来的な検討課題として捉えてまいりたいと思ひます。

日沼頼夫博士記念館を整備してはとのご質問であります。先生の偉業を客寄せパン

ダ的な扱いをするようでは誤解を招くのではないかと、あるいは先生が未だにご健在であるのに拙速ではないかなど様々な懸念材料がありますので、観光振興の面からの記念館の建設は全く考えておりません。

ただし、教育文化的な視点での建設については検討の余地があると考えますが、ご本人のご同意がない限り実現できませんので、日沼先生や関係者とは十分に時間をかけて慎重に対処してまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの増床についてお答えいたします。

まず、八森峰浜ふくし会で運営しています松波苑と海光苑における八峰町の方の待機者は、八森地区の方が66名、峰浜地区の方が53名の合計で119名となっており、待機者の内訳につきましては、自宅で介護を受けながら入所を待っている方が42名で、残りの方は病院へ入院している方や老健施設、あるいはグループホームなどに入所している方となっております。ただ、施設に空きが生じたことにより入所の連絡をすると、まだ入所をしないと断わるケースもあり、とりあえず申し込みをしておくというようなお家族もいるようで、すぐ入所を必要としている方はこれよりも少ない状況のようですが、いずれにしても入所を申し込まれる方は増加している状況となっております。

特別養護老人ホームの増床については、昨年12月町議会定例会で松岡議員の一般質問でお答えをしております。その内容についてですが、まず、八森峰浜ふくし会での対応としては、平成21年4月の役員会で今後の取り組みについて話し合い、増床に伴い入所待機者の早期入所や人件費のスケールメリットによる経費の安定が見込まれるため、今後、建設費や補助金等の試算をしていくこととしていますが、まだ具体的な試算等には至っていないことや、町の対応としては増床する場合にはふくし会における運営計画と共に国で示す施設系サービスの利用者参酌基準や秋田県介護保険事業支援計画、秋田県老人福祉計画に基づく整備方針との整合性、町としての支援方法、介護保険料への影響などについて協議や検討をしなければならない課題がたくさんあり、今後、八森峰浜ふくし会と話し合いをしていかなければならないことでもあります。その後、町長選挙や八森峰浜ふくし会理事の改選に伴う理事長の交代などもあり、ふくし会との話し合いをする機会がありませんでしたので、今後できるだけ早い機会にふくし会と話し合いの場を設けていかなければならないものと考えております。

次に、障害者・高齢者の心のケアについてお答えいたします。

町内でも障害者を持つ世帯がたくさんいますし、また、ひとり暮らしや高齢者のみの

世帯が増加してきており、世帯によっては様々な悩みや心配事があるかと思えます。このような悩みや心配事に対して、町内では役場をはじめとして民生児童委員、社会福祉協議会、包括支援センターなどが各分野で相談を受けているほか、必要に応じて協力連携しながら対応しております。役場では各担当の窓口対応のほかに保健師の家庭訪問などを通じて町民の悩みや心配事の相談に応じております。民生児童委員は地域において、ひとり暮らしや高齢者世帯などを訪問しながらトラブルや心配事について関係機関や専門家と連携しながら支援しております。社会福祉協議会では、八森地区、峰浜地区の地域福祉センターに心配事相談所を無料で開設しているほか、ひとり暮らし高齢世帯の見守り事業などを通じて支援をしております。包括支援センターでは、介護や高齢者の生活全般に関して相談を受け、介護の悩みに対して支援をしております。このほかにも居宅介護支援事業所や町営診療所、そして、能代保健所でも相談を受け付けておりますので、心配事がある方はお気軽に相談をしていただきたいと思います。

今申し上げた町での相談窓口に関しましては、昨年12月に「みんなで考える心の健康づくり」としてリーフレットを全戸配付しております。リーフレットには県のふきのとうホットラインに掲載されている各種専門相談窓口も掲載しておりますので、ご活用願いたいと思います。

次に、緊急時の対応についてですが、平成20年6月に岩子集落で大変痛ましい事件があり、地域の住民の皆様は大変ショックを受けました。この時町では事件から2日後に役場、民生児童委員、社会福祉協議会、包括支援センター、居宅介護支援事業所を構成メンバーとして八峰町福祉保健関係者緊急ネットワーク会議を立ち上げて、心のケアを中心として地域支援を行ってまいりました。具体的には、能代保健所などの専門機関のアドバイスを受けながら、短期的には保健師による集落内の全戸訪問や地域懇話会の開催、長期的には保健師による家庭訪問の継続、そして、今年1月の心の健康づくり事業「囲炉裏端」を開催し、地域住民の心のケアに努めてきたところです。今後も緊急時にはこのような対応をしながら、平常時と合わせ町民の心のケアに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 6番議員、1問目の観光振興についての再質問ありませんか。6番 腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） ただいまの答弁の中で、文化財、民俗資料についての答弁がなかつ

たように受け止めております。

それから日沼頼夫博士の記念館なるもの、確かにまだ今の時点では考えられるようなあれでもないと思いますが、やはり今後、何といたしますか、そういう必要性も生まれてくると思いますので、前向きにやっぱり考えていただければ幸いです。

以上です。

- 議長（須藤正人君） 6番議員、民俗資料館については通告書にありません。
- 6番（腰山良悦君） ああそうか。すみません、どうも。
- 議長（須藤正人君） そのほかの再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えいたします。

日沼先生から今回図書の贈呈を受けることになりましたけども、日沼先生にまつわるいろんな資料などもあるかもしれません。そういった点についてもこの後、先生とか家族の方に照会をしながら、貴重なものでもし保存可能なものがあればそこら辺については相談してまいりたいなというふうに考えています。今すぐにですね、日沼頼夫記念館を建てるという予定はございませんけども、やはり本人の意向とかですね、そういうものも大事にしなければいけないので、今回たまたま講演会とか企画しますけども、これもなかなかやっぱり同意を得るまでにまた時間とかいろいろまだありました。そういうふうなこともありますので、この上に会館となりますと相当やっぱり緊密にですね、連絡、相談をしないといけない問題でございますので、焦らずまず将来に向けて考えていきたいなと思ってます。よろしくお願いします。

- 議長（須藤正人君） 6番議員、再質問ありませんか。6番腰山良悦君。
- 6番（腰山良悦君） 確かに一つ一つ考えると難しい面があると思いますが、複合的な施設をつくるというような考えはいかがなものでしょうか。
- 議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えします。

多分さっきの内容から言うと、いろんな町の資料を集めた資料館的なものと合わせながらそういったものを合築できないかという意味合いだと思うんですけども、資料館については町内の今の空いた施設を利用しながら、そういった資料が散逸しないようにという方向で今検討していますので、新たな建物を建てなければそういうものができないのかということでもないわけで、利活用できるものは利活用しながら、その上にどうしてもですね、やっぱり新しいものを建ててやらなきゃならないという事態になれば、そ

れはその時点で考えたいと思いますので、そういう方向でご理解を願いたいと思います。

- 議長（須藤正人君） 6番議員、再質問ありませんか。
- 6番（腰山良悦君） ありません。
- 議長（須藤正人君） 2問目の特養施設の整備についての再質問ありませんか。6番腰山良悦君。
- 6番（腰山良悦君） できれば具体化に向けて頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。
- 議長（須藤正人君） 答弁は。
- 6番（腰山良悦君） よろしいです。
- 議長（須藤正人君） いいですか。
- 6番（腰山良悦君） はい。
- 議長（須藤正人君） 3問目の障害者・高齢者の心のケアについての再質問ありませんか。6番腰山良悦君。
- 6番（腰山良悦君） いろいろ非常に難しい問題と考えますが、自殺予防の観点からもさらなる町の対応をお願いしたいと思います。
- 以上、答弁よろしいです。
- 議長（須藤正人君） これで6番議員の一般質問を終了します。
- 以上で一般質問を終わります。
- これで本日の日程は全部終了しました。
- 次回の本会議は9月17日午後1時を予定しておりますので、ご参集をお願いいたします。
- 本日は御苦労さまでございました。

午後 1時54分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須 藤 正 人

同 署名議員 3 番 柴 田 正 高

同 署名議員 4 番 丸 山 あつ子

同 署名議員 5 番 門 脇 直 樹

平成22年9月17日（金曜日）

議事日程第3号

平成22年9月17日（金曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第86号 平成21年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 議案第87号 平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 議案第88号 平成21年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第89号 平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第90号 平成21年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第91号 平成21年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第92号 平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第93号 平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第94号 平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第95号 平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第96号 平成21年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第79号 八峰町過疎地域自立促進計画について
- 第14 議案第97号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第15 議案第98号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第16 議案第99号 八峰町副町長の選任について

- 第17 請願第 2号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願
第18 発議第11号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出について
第19 請願第 3号 免税軽油制度の継続を求める請願
第20 発議第12号 免税軽油制度の存続を求める意見書の提出について
第21 陳情第 4号 司法修習生の給与制の存続を求める陳情
第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
第23 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
-

出席議員（14人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
7番 皆川鉄也	8番 福司憲友	9番 山本優人
10番 佐藤克實	11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦
13番 芦崎達美	14番 須藤正人	

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長 加藤和夫	教 育 長 千葉良一
総務課長 田村正	会 計 課 長 岡田辰雄
企画財政課長 米森昭一	福祉保健課長 佐々木 充
管財課長 伊勢均	税 務 課 長 小林孝一
学校教育課長 辻正英	生涯学習課長 齊藤英市郎
産業振興課長 須藤徳雄	農業振興課長 松森尚文
建設課長 武田武	幼児保育課長 加賀谷敏一
農業委員会事務局長 小林慶範	学校給食センター所長 木村 学

議会事務局職員出席者

議会事務局長 嶋津宣美	書 記 船山厚子
-------------	----------

午後 1時00分 開 議

○議長（須藤正人君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、追加提案された案件について議会運営委員会で取り扱いを協議の結果、皆さんのお手元に配付しております日程表のとおり決まりました。したがって日程表に基づき進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、6番腰山良悦君、7番皆川鉄也君、8番福司憲友君の3名を指名します。

お諮りします。本日の議事日程のうち9月8日の本会議において決算特別委員会に付託となっていた、日程第2、議案第86号、平成21年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12、議案第96号、平成21年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議事につきましては、決算特別委員長の報告の後、適時、会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いをいたします。

これより、平成21年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算の審査と結果について決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長丸山あつ子さん。

○決算特別委員長（丸山あつ子さん） ご報告いたします。

9月8日の本会議において決算特別委員会に付託となっております、平成21年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定に係る審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、去る9月13日から15日、そして16日及び本日の5日間にわたり決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第86号、平成21年度八峰町一般会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第87号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第88号、平成21年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第89号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第90号、平成21年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第91号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第92号、平成21

年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第93号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第94号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第95号、平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第96号、平成21年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算は全会一致で、それぞれ認定すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

なお、決算特別委員会から平成21年度決算に関する付帯意見を本日文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 日程第2、議案第86号、平成21年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私はこの21年度の一般会計のところの町税の不納欠損が非常に多いということで反対をいたします。

433万4,735円、これが町税の不納欠損になっております。固定資産税では321万5,900円、これは昨年度に比べて、町税では1.79倍、固定資産税では1.53倍に増えております。滞納処分で預貯金を差し押さえることは生活権をもぎ取ることになるので慎重に行わなければなりません、7件で7万9,151円、1件平均1万円程度ではありますけれども、貧困生活を余儀なくされてしまった人達には減免申請を適用させ、広報活動などでも教えていくことが大切だと思っております。増え続ける不納欠損に対して対策が見えてきませんので、反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 私は賛成いたします。

当局の十分な質疑に基づき、もし、また各分科会で十分審議なされたことから、これは認定すべきとして賛成いたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第87号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私はこの国保会計の不納欠損が非常に多いということで反対をいたします。

663万5,100円、昨年度より大幅に増えて2.8倍になっております。国保税が高くて、せめて納期の回数を増やすことができないかと質問もいたしました。663万5,100円を欠損するくらいなら、これも減免申請をして受け入れることが必要ではないでしょうか。資格証明書の発行は21年度、全県一で、毎年この位置を維持してきました。病気の早期治療、早期発見、これを一番大事なことではないかと思いますが、健康で文化的な生活を送ることさえ脅かされているこういう現状に対して、私は反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私は原案に賛成をする立場から討論に参加をいたしたいと思いません。

この納付回数とかにつきましては、聞きますところ合併当初からの取り組み事項なようございまして、これは関係者の方々のいろいろなご意見を参考にしながら決定された事項だという具合に理解をいたしております。このことが全て不納欠損が多くなるというような理由には到底結びつかないだろうというような気がいたします。したがって従来どおりの原案を指示をいたしまして、賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第88号、平成21年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。本案について委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第89号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番(見上政子さん) 介護保険の支出のところの包括支援の中の外出支援サービス、これがですね、突然利用できないという通告が出されて路頭に迷った人が半分おります。そして、予算も半分に削られました。当局といろいろ対応しましたがけれども非常にこの結果が悪いものでした。このショックは忘れられません。執行率が半分に減るということは、来年度の予算にも影響してきます。この点で、私は利用者の立場からこの点で反対をいたします。

○議長(須藤正人君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須藤正人君) 起立多数です。したがって、議案第89号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第90号、平成21年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私は後期高齢者医療制度、この制度に対して当初から反対をしておりました。高齢者の全ての人から保険料を徴収して年金から天引きされ、また、年金の少ない人からは直接支払いになる。この1年間、この保険料を払えないと資格証明書を発行されるという最悪の事態になってしまう、こういう制度であります。医療費の1割負担も国保では大変ですけれども、それよりもなおこの後期高齢者医療制度、一部医療費負担制度がありながらも利用しにくい、大変利用しにくいものになっております。国会でも参議院でこれを廃止が可決されましたけれども、いまだに続けております。この制度そのものに私は反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 賛成の立場で討論に参加いたします。

この制度、当初スタートした時点ではいろいろと高齢者の方々から批判もございました。年齢で区切るということに対する批判だったと思います。それが選挙結果にも結びついたわけですが、先の共同通信社のアンケート、世論調査の結果では、かなりこの制度も国民の間に周知されてきておまして、この制度に賛成だという回答が半数以上に上っております。この制度を廃止するということは日本の医療制度の崩壊につながるということになると思いますので、この法案には賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第90号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。日程第7、議案第91号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第92号、平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第93号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第94号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第95号、平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第96号、

平成21年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第91号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、議案第96号、平成21年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第91号から議案第96号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。お諮りします。本案について委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第91号から議案第96号は認定することに決定いたしました。

以上をもって、平成21年度歳入歳出決算認定にかかわる議題については全て認定されました。

日程第13、議案第79号、八峰町過疎地域自立促進計画についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長(米森昭一君) それでは、議案第79号につきましてご説明いたします。

議案第79号、八峰町過疎地域自立促進計画について。

八峰町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定めるものとする。

平成22年9月17日提出

八峰町長 加藤和夫

なお、別紙につきましては先の議会全員協議会でお配りいたしました資料で別紙にかえさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

提案理由でございます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の定めるところにより、議会の議決を必要とするためであります。

過疎計画(案)の概要につきましては、先の全員協議会で説明をさせていただいたと

ころであります。そのようなことから計画書の説明につきましてもは省略させていただきたいと思っておりますけれども、本年4月1日、改正過疎法が施行されたことを受けまして、過疎債を活用いたしまして地域の振興、自立を図るため過疎計画を定めようとするものでございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。
日程第14、議案第97号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第97号、人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明をしたいと思います。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜田中字大土面16番地33
氏 名 藤 田 晃 平（昭和18年1月5日生）

本日提出でございます。

提案理由ですけれども、現委員の藤田晃平氏が平成22年12月31日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

承認方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第97号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。この採決は……休憩します。

午後 1時27分 休 憩

.....
午後 1時33分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより議案第97号について会議規則により簡易表決としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第97号について同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 議案第97号について同意することに決しました。

休憩します。

午後 1時34分 休 憩

.....
午後 1時36分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第15、議案第98号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第98号、人権擁護委員候補者の推薦についてを説明いたします。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜畑谷字川端65番地

氏 名 武 田 ヒ デ（昭和13年11月29日生）

本日提出です。

提案理由ですけれども、現委員の武田ヒデ氏が平成22年12月31日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第98号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第98号は簡易表決としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。

議案第98号を同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。議案第98号は同意することに決しました。

日程第16、議案第99号、八峰町副町長の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第99号、八峰町副町長の選任についてを説明をいたします。

八峰町副町長として次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本日提出です。

住 所 八峰町峰浜坂形字強坂34番地

氏 名 伊 藤 進（昭和25年8月15日生）

伊藤進氏は、議員の皆さんもご承知のとおりであります。昭和53年4月1日、旧峰浜村職員として採用されてから先月31日退職するまで32年5カ月間、役場職員として勤務してまいりました。この間、住民課をふりだしに農林商工課、農村振興課、建設課勤務の後、平成6年4月の埴川支所長で管理職となり、税務課長、農村振興課長、教育次長を歴任、退職直前は会計管理者兼会計課長として任務を全うしていただきました。

このように伊藤氏は幅広い業務を経験し、町の行政内容全般に精通し、即戦力として能

力を発揮していただけるものと確信をしております。また、これまで管理職として職員を指導してきた実績もあり、仕事にも向かう積極性と発言力も十分な方であります。

これから地方自治体を取り巻く環境はますます厳しくなりますが、私を助けながら八峰町の持続的発展のため精いっぱい努力していくとの意思表示を受けておりますので、議員の皆様からのご理解の上、選任に同意していただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 本案の採決は投票でお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。採決の方法は、会議規則第86条の規定により簡易表決としたいと思いますが、ご異議ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 投票による採決をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 採決の方法は無記名投票にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。

議場の出入口を閉めます。

（議場出入口閉鎖）

○議長（須藤正人君） 投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（須藤正人君） ただいまの出席議員数は議長を含めて14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番山本優人君、10番佐藤克實君、11番阿部栄悦君の3名を指名します。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(須藤正人君) 投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長(須藤正人君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。9番山本優人君、10番佐藤克實君、11番阿部栄悦君の3名は開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(須藤正人君) 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成13票、反対ゼロ票。

以上のおおり、議案第99号は原案に同意することに決定しました。

議場の出入口を開けてください。

(議場出入口開鎖)

○議長(須藤正人君) 暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

.....
午後 1時55分 再開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、請願第2号、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略した

いと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。お諮りします。請願第2号を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

日程第18、発議第11号、米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長(嶋津宣美君) お手元に配付している請願の2枚目ですけども、発議第11号について朗読いたします。

発議第11号

平成22年9月17日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	佐藤克實
賛成者	同上	門脇直樹
〃	〃	皆川鉄也
〃	〃	山本優人
〃	〃	芦崎達美

米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由、請願第2号、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願を採択する旨決定したので、関係行政府に対して意見書を提出する必要があるため。

内容については省略いたします。

○議長（須藤正人君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、これより発議第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第19、請願第3号、免税軽油制度の継続を求める請願を議題とします。

お諮りします。請願第3号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。お諮りします。請願第3号を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

日程第20、発議第12号、免税軽油制度の存続を求める請願に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長（嶋津宣美君） お手元の資料の4枚目、請願第3号の次のページになりますけども、発議第12号について朗読いたします。

発議第12号

平成22年9月17日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	佐藤克實
賛成者	同上	門脇直樹
〃	〃	皆川鉄也
〃	〃	山本優人
〃	〃	芦崎達美

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由、請願第3号、免税軽油制度の継続を求める請願を採択する旨決定したので、関係行政府に対して意見書を提出する必要があるためであります。

内容については省略いたします。

○議長（須藤正人君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第12号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第21、陳情第4号、司法修習生の給費制の存続を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第74条の規定によって次期議会の会期、日程等議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第23、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成22年9月八峰町議会定例議会を閉会します。

長い間、皆さん御苦勞さまでございました。ご協力ありがとうございました。

午後 2時02分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤正人

同署名議員 6番 腰山良悦

同署名議員 7番 皆川鉄也

同署名議員 8番 福司憲友